

335.6
Sh 96

商工組合經營事例輯

第二輯

商工組合中央金庫調查課編



0026412000

0026412-000

335.6-Sh96ウ

商工組合經營事例輯

商工組合中央金庫調查課

第2輯

昭和17

ADF



335.6
SH 96

昭和十七年二月

商工組合經營事例輯

第二輯

商工組合中央金庫調查課

目次

一 商業組合の部

鹿野毛筆商業組合 (廣島縣)	一
日本纖維製品小賣商業組合聯合會 (東京府)	五
大宮米穀商業組合 (鹿本縣)	二
仙臺米穀商業組合 (宮城縣)	五
福井縣菓子品移出卸商業組合 (福井縣)	三
東京巢鴨地藏通商店街商業組合 (東京府)	九

二 工業組合の部

京都府金銀紙箔押工業組合 (京都府)	三六
--------------------	----

目次



東北護謨工業組合 (宮城縣) 四六

横濱帆布製船具工業組合 (神奈川縣) 五二

烏山和紙工業組合 (栃木縣) 五八

横濱ユニバーサル自動車工業小組合 (神奈川縣) 六六

八王子内地織物工業組合 (東京府) 七二

一、商業組合之部



がき

廣島市と呉市との中間、や、東方に偏倚りたる山間の小盆地に、人口約七、八千許りの熊野といふ小さな町がある。四圍山にかこまれ、交通不便の地であるが、こゝは古くから毛筆の産地として名高く、「全町筆によりて立てり」といふも過言ではない。

弘化三年、浅野家の筆師より毛筆の製法を學びて以來、殆ど全町を擧げてその製造に従事し、その生産額は實に本邦生産額の約八割に達するといはれてゐるのである。而して、これらの毛筆は、奈良・新潟を始め、東京方面にも大量に販賣され、有名な鳩居堂の筆のごときも當地の産なりといはれてゐる。

生産形態と組合の設立

熊野毛筆商業組合

昭和十一年の調査に依れば、全町戸數千八百の内その九割五分はみな製筆業者といつてもよく、或は専業として、或は副業として家内工業的に營まれてゐるが、これらの業者は、結局八十餘名の卸問屋に分屬してその製造に従事してゐるのである。而して、これらの問屋は、從來京都・大阪等の問屋の手を通じて支那・滿洲等より原料たる狸・羊・鹿等の毛を買入れ、さらに近縣より竹を仕入れて、これを業者に配給し、その製品をさらに奈良・東京方面の問屋の手を通じて販賣する、といふ役割をもつてゐたのである。しかし、何分にも小資本の者が多く完全な問屋資本にまで成育するに至らず、その大半は販賣業者たると同時に製造業者といふ状態であつて、その間に亂賣、不正競争等絶えず、ために他地方の問屋・原料商に乗ぜられることが多かつた。かくてこれらの弊害を匡正するため、昭和十年七月、右の問屋の中有力なるもの結束して、こゝに本組合の設立をみるにいたつたのである。

戦時統制と組合事業

設立當初の事業は、前述の毛筆の原料たる竹及毛を近縣又は京都・大阪等より共同購入し、さらに組合にて「天道」と稱する學校用筆を共同販賣し、もつて從來の個々取引による不利を可及的合理的ならしめんとしたのであるが、組合員の加入率も六割内外にて、資力も豊かならず、原料仕入のごときも業者需要量の僅か一小部分にしかすぎず、實績は甚だ微々たるものであつた。

しかるに、昭和十二年勃發した支那事變は、主要原料たる山羊毛の輸入を困難ならしめ、これがため價格の暴騰を來たして、業者は著しく困難な立場におかれるにいたつた。こゝにおいて、當組合は從來大阪・京都方面の手を通じ

933
34

てゐた山羊毛の仕入を、直接上海より共同仕入することを考へ、かくて種々努力の結果、市價より約三十五%方廉價に配給することに成功したのであつた。

一方、販賣方面においては、從來の「天道」の他、十三年にいたり軍部及關東軍方面より、細字用筆の大量注文に接し、これを業者に割當て、製造せしめることになつたため、一躍組合事業は躍進し、事業活潑化とともに、業者の組合に對する認識も深まり、かくて十四年度においては、有資格者中九一%強の加入率をみるにいたつたのである。

現行事業

右の如く、事變の進展に伴ひ組合事業は益々活潑となり、最近は統制機關としての役割も加へて業者の製品を統一し、鞏固な基礎を築きつゝあるのである。而して、組合の現行事業としては、共同仕入・共同販賣事業を中心に、共同賣立・共同保管の事業をも行つてゐるが、左にその簡単な紹介を試みよう。

(1)共同仕入 共同仕入事業としては、前述のごとく、大阪・京都方面の問屋の手を通じて支那滿洲の馬・鹿・狸の毛を購入してゐる外、事變以來は主要原料たる山羊毛を直接上海より輸入し、その仕入高は左の如く逐年増加を見てゐるのである。

十	十	十	十
年	年	年	年
一	二	三	三
年	年	年	年
三、一八〇	一一、七九五	三九、五九一	七七、五二九

熊野毛筆商業組合

而して、共同仕入高の増加激増に伴ひ、中央金庫より前後三回にわたり之が所要資金を借入れ、この間の取引振りも甚だ円滑に行つてゐるのである。尙ほ、本事業の進展に伴ひ、組合員より徴する手数料も著しく低下せられ、組合員の利用は益々高まりつゝあることも、組合経営として甚だ喜ばしい。

(2)共同販賣 組合の代表的製品たる「天道」は、價格に比し品質良好にして、比較的利益は薄かつたのであるが、品質向上の見地から奉仕的に製作し、さらに十三年に至り、前述の如く軍部より大量の注文に接するや、これを組合員に割當て、製作せしめ「揚光」の名において共同販賣し、一躍この事業は活潑となるにいたつた。いま、設立以來の共同販賣をみるに、

十	年	(九ヶ月)	一、二八七
十	一	年	二、五八〇
十	二	年	八、六七〇
十	三	年	三六、八六〇

と逐年激増をみてゐるのであつて、組合員の本事業に均霑する者多く、いまや組合に對する認識は一層濃化しつゝあるといふことである。

(3)共同賣立と共同保管 共同賣立とは、組合員相互間の不用品の賣買の斡旋の謂ひであるが、組合は三%内外の手数料をとり、組合員の便宜を圖つてゐるが、(最近では各自の品不足のため次第に下火となつてゐる由)、さらに本組合では共同仕入商品の保管に充つるため昨年倉庫、荷造場を建築し、保管事業をも開始してゐる。(昭和十五年十一月調)

日本纖維製品小賣商業組合聯合會

設立迄の経緯

綿製品販賣制限規則の公布實施された昭和十三年六月頃は、商業組合がまだ一般に普及してゐず、織物呉服、服装雜貨小賣關係商業組合の如きも洵に寥々たるものであつた。従つて右規則に基づく買上綿製品の配給を小賣業者が擔當するためには、急遽組合を結成する必要があつた。事態かくの如くであつたため、特に農山漁村向け特免關係商品の配給に關して、配給數量その他について産業組合との間に相當深刻な争を惹起し、從來さしたる配給実績をもたぬ産業組合に對して、その半量を譲らねばならなかつたことは遺憾とせねばならない。之は要するに商業者が従來利潤追求の觀念に囚はれ、配給機關としての意義を認識するに至らなかつたこと、組合組織による業者の團結を見るべきものがなかつたこと、之を統合する全國的聯合會組織の整備してゐなかつたこと等に起因するものであつて、組織的活動に熟達し、首尾一貫せる機構をもつ産業組合に對して、その商權を全面的に擁護し得なかつたのは當然と言はねばならない。

茲に於て全國的聯合會結成の機運が商業組合擴充強化運動と共に醸成されるに至つたが、他方商工省及び商業組合中央會始め有識者の間に於て、我國に於ける最初の統制組合たる之等多數の小賣商業組合を如何に指導すべきかに就て研究が進められ、全國聯合會結成の必要性及び之が指導方針が明かにされたのであつた。

かくて中央會に於て着々その準備を進め、昭和十四年春以來各地に商業組合代表者の協議會を開き、業者の認識を深めるとともに、日本織物雜貨小賣商業組合聯合會の結成を決議した。次いで商工省並びに各道府縣とも連絡を緊密にする必要上、中央會に創立事務所を設け、十四年六月二十六日創立委員會を開き、七月十日設立認可を見るに至つた。

當初に於ける參加府縣聯合會は二十八、出資口數二百六十五、出資總額十三萬二千五百圓であつた。

内部機構及び下部組織

當聯合會は商工省の指示に従つて昭和十五年五月十三日日本纖維製品小賣商業組合聯合會（日織商聯）と改稱、尙事業執行に關しその計畫及び運営に萬全を期するため、取扱商品別に左の各部を設置した。

- 一、總務部
- 一、特免綿織物部
- 一、ステープル・ファイバー織物部
- 一、絹織物部

- 一、人造絹織物部
- 一、服裝雜貨部
- 一、既成服部
- 一、婦人小兒服部
- 一、綿寢具部
- 一、作業被服部

尙最近更に印衫襪部が之に加へられることとなつた。

現在日織商聯の組織構成員は各道府縣を區域とする四十七の道府縣織商聯であり、出資口數千七十三、出資總額八十八萬六千五百圓、四分の一拂込である。

各道府縣聯合會の組織構成員は各地の呉服商、洋品雜貨商、既成服商、婦人小兒服商、綿寢具商、作業被服商及び印衫襪商等各纖維製品關係の小賣業者二十萬戸に依つて組織せる約一千五百の各小賣商業組合であるが、最近の日織商聯臨時總會に於ては、單位組合の内容充實を圖るため從來の一切の行懸りを捨てて之を五百乃至六百程度に整理合同すべきことが決議された。

龍大な商品取扱高

第一回事業年度たる昭和十四年（六月—翌三月）の商品配給高は特免關係及び一般織物吳服雜貨を含めて百七十四

萬八千圓に過ぎなかつた。十五年度に於ける取扱高は判然しないが、恐らく二億圓程度に達するのではないかと思はれる。本年四月に初まる十六年度の商品配給額は、特綿、作業衣、ス・フ製綿を含む事業第一課取扱に於て約一億一千三百六十萬圓、莫大小布帛、足袋タオル、雜貨を含む第二課に於て一億六千四十萬圓、既製服、婦人小兒服を含む第三課に於て九千一百萬圓、合計三億六千五百萬圓の巨額に上る豫定である。尙若しこの外に現在自由取引にまかせられてゐる絹織物及び人絹織物が配給統制品となり、これをも日織商聯を通じて配給されることになるかすれば、前者に於てはその約三分の一の四千萬圓、後者一億圓弱、結局五億圓程度の商品が日織商聯を経由することになるわけである。

現在日織商聯の常時必要としてゐる運轉資金は約二千萬圓、昭和十六年事業年度の配給豫定に於ては少い時で二千萬圓、多い時は四千萬圓を必要とすることとならう。更にこれら龐大な商品の流れゆく道府縣織商聯及びその下部組織たる單位組合の各々に於ても、夫々右と同額以上の運轉資金を常時必要とするであらう。

資 金 手 當

日織商聯の出資總額は既述の如く現在八十八萬六千五百圓、拂込はその四分の一に過ぎず、右の莫大な運轉資金は全く借入金によつて賄つてゐる。借入先は中央金庫及び六つの市中銀行であつて、内中央金庫より七百萬圓（内譯は極度契約五百萬圓のうち四百萬圓、別口三百萬圓）、市中銀行六行よりの借入は合計一千二、三百萬圓である。

現在の商品取扱高に於ては、中央金庫及び六つの市中銀行に對して既に設定せるクレジットによつて十分である

が、今後の商品取扱高激増の豫定からすれば、甚だ不十分である。そのため、増資によつてクレジットの基礎を強固にする必要を認め、一千萬圓程度に増資するとの案もあつたやうであるが、しかし一舉十倍といふ急激な増資はいろいろな事情から一應差控へて、事業擴張に應じて徐々に行ふこととし、最近の臨時總會に於て差當つて三百萬圓程度に増資することに可決された。

道府縣織商聯についても事情は同じで、東京府を例にとれば、昭和十五年事業年度の配給推定額三千萬圓程度、現在の運轉資金は大體三百五十萬圓、之に對し出資總額十四萬七千五百圓、四分の一拂込、運轉資金は全く、中央金庫の二百萬圓を筆頭とする金融機關よりの借入金に依存してゐる。十六年度の商品配給額は更に増加して大體五千萬圓と豫想されるので、それに伴つて運轉資金もまた増大しなければならない。

この點に關しては、やはり最近の臨時總會に於て、第五號議案の

一、各地方織商聯強化の件

として次の如き議案が上程可決された。

(イ) 各地方織商聯ハ當該區域内ノ全人口ニ對シテ一人當リ一圓宛ヲ目標トシテ取引銀行ニ對シクレジットヲ設定スルコト

(ロ) 各地方織商聯ノ出資金額ハ前記(イ)ノ四分ノ一以上トスルコト

かゝる巨額のクレジット設定が比較的容易に行はれるのは、當聯合會及びその下部組織が、全く統制物資配給の爲の生粹の配給組合であることによるものである。

統制團體か事業團體か

配給機構整備の本来の精神からすれば、日織商聯は専ら統制のみを擔當し、實際の取引は之を道府縣織商聯もしくは單位組合をして當らしめることが理想であると言へよう。けれども各工業組合、卸商組合、配給會社等が、未だ基礎確立しない地方織商聯及び單位組合を相手に直接取引することは實際上極めて困難と言はねばならない。道府縣織商聯を先づ以て強化し、次いで整理統合に基づき單位組合を擴大強化せしめるやう努力することは、日織商聯に與へられた大きな任務の一つである。

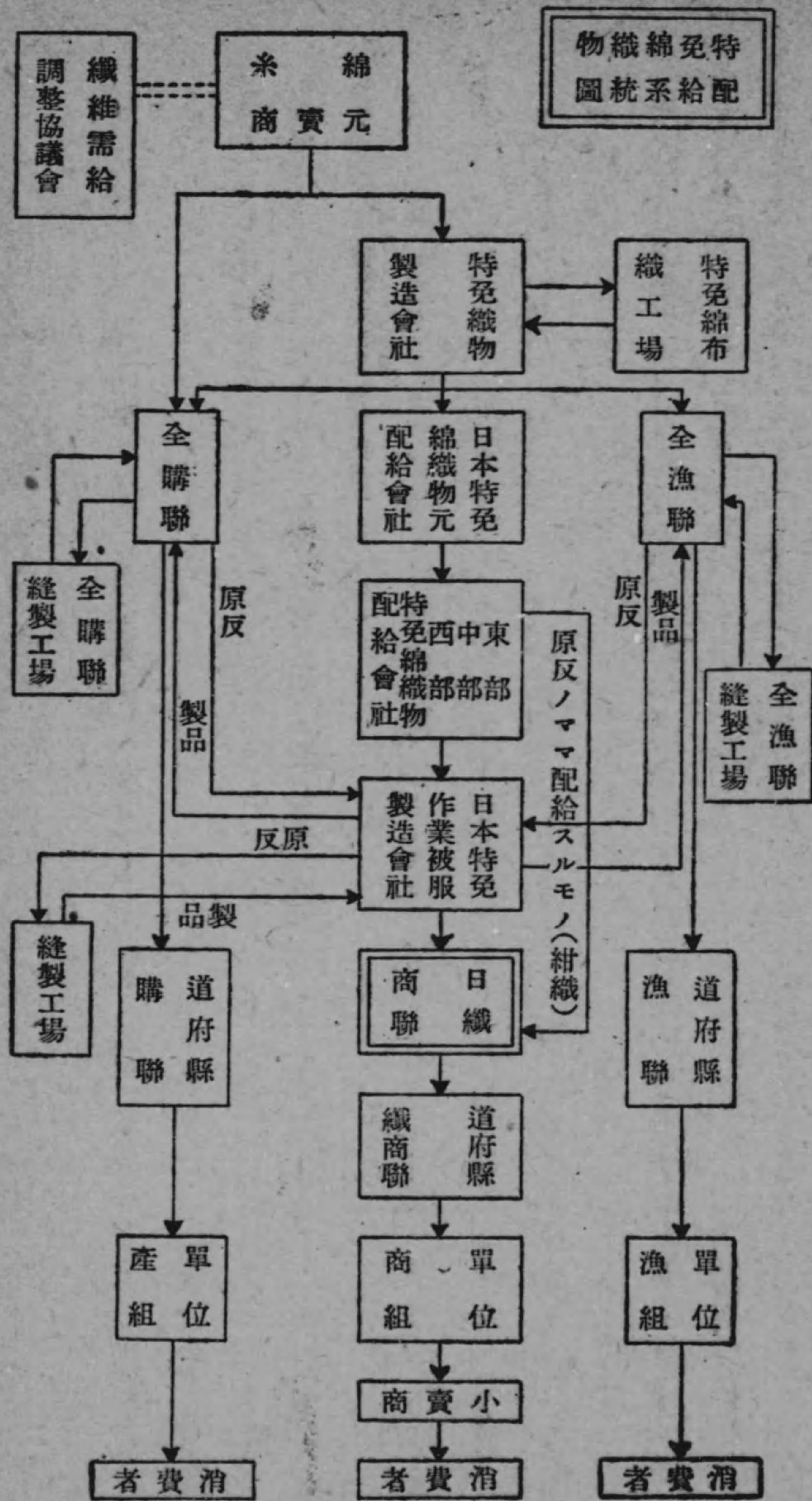
附、配給系統に就て

日織商聯取扱の各種商品については、日織商聯が生産者團體たる各種工業組合もしくはその聯合會から直接買入れるか、或は卸賣商業組合もしくは特種會社たる販賣會社から買入れて之を道府縣織商聯に廻す。

例へば毛織物關係に於ては、毛工廠から毛織物卸商組を通じ、全切賣聯、全日本既製服工聯、帽子聯盟、ゲートル組合その他各種團體に夫々割當てられるのであるが、日織商聯は婦人小兒服地については手織物卸商組、既製服については全日本既製服工聯、帽子は帽聯、ゲートルはゲートル組合からといふやうに夫々の團體と團體取引をやる。

尙参考のため日織商聯最初の取扱商品である特免綿織物中作業被服の配給系統を左に圖示する。そのうち一般都會向け、工場鑛山方面向けはすべて日織商聯を通ずるのであるが、たとへ農村漁村向けの半量であるにしても産組の進

出にまかせねばならなかつたといふ事情は、商業組合にとつて大きな反省の材料であらう。(昭和十六年一月調)



人吉米穀商業組合

新體制下において商業者の進むべき途は、従來のごとき自由主義觀念を排して國家の配給機關たる自覺に目覺め、一路翼賛商業の確立をめざして挺身するにある。

しかし、かゝる新方向をめざして商業者が眞に再出發をなすには粉骨碎身正に汗みどろな努力が要る。殊に、新たに商業機構の再編成として叫ばれてゐる企業合同の實現や米穀組合における共精共販事業のごとき、言ふに易くして、實際には種々の摩擦や困難に逢着する。これらを切りぬけて、よく組合事業の實を擧げるには並々ならぬ苦心と努力が必要だ。

こゝに紹介するのは、右のごとき諸困難を押しきつて、企業合同を斷行し、共精共販事業に邁進してゐる熊本縣人吉米穀商業組合の事例であるが、本組合の事業が斯くも圓滑に進行し、他の組合に魁けて逸早く翼賛商業の確立に邁進してゐる裏面には、藤木理事長の確固たる信念と熱意あふるゝ精神的指導のあつたことを忘れてはならない。

組合事業にとつて理事者の献身的な努力が如何に重要なものであるかの一例として、こゝに本組合を紹介する次第である。

本組合の地區は人吉町を中心とし、球磨川を挟む一町十四ヶ村を包括し、總人口七萬九千人を數へ、米穀商は二百二十四名を有し、米穀の年産額七萬八千石、麥類年産額二萬五千石にして米麥に就ては自給自足して尙餘剰を示す状態にあり、由來産米縣として米穀商の動きも頗る活潑であつたのである。

本組合の前身は以前懇親融和を圖る目的を以て結成されてゐた人吉米穀組合なる申合せ組合であるか米穀自治管理案施行を契機として時勢の進展に促され、藤木理事長主唱の下に昭和十一年七月商業組合に改組設立せられたもので、當時は産業組合との軋轢も尠ならず又組合員も組合に對する認識が不充分であつたが、米穀の配給統制の問題が噴ましく叫ばれるに至り藤木理事長は迫力ある指導精神と個人的利害を顧みざる熱意を以て組合員を覺醒せしめ、時局下に於ける米穀の需給に携はる者の使命の重大なるを組合員に説き、身を以て傳統古き個人營業を廢止せしめ企業合同を斷行し共に相携へて共精共販事業及附帶事業を行ふことにしたのである。而して企業合同の内容を簡單に述べるに、企業合同前の組合員は總員二百二十五名であつたが其の内企業合同に必要な人員は共同工場に五十五名、共同販賣に五十名計百五十名であつて、残りの者に對してはそれ〴〵各人の希望する職業即ち(一)製紙原料製造(楮の栽培)(二十名)、(二)製紙業(三十名)、(三)線香製造業(十名)、(四)うどん製造業(五名)、(五)製粉業(五名)、(六)馬車運送業及師農(五十名)に轉業せしめた。

(一) 共同精米所

共同精米設備は昭和十四年度に於て本金庫よりの借入金貳萬圓及補助金八千五百圓を以て購入せるものと組合員所

有の設備を持ち寄つて設備をなし、非常に好成績を示してゐる。

(二) 共同配給所

配給所三十ヶ所を設け配給地域を限定して圓滑に行はれてゐる。

斯様に共同企業は好成績を納め得るに至つたのは、組合員の協同一致の賜であることは申すべきでもないが、藤木理事長が常に組合員の精神修養に意を用ひた點も見逃してはならぬ。

現在共同工場に於ては毎日朝七時全従業員を集めて宮城遙拜、皇軍將兵並護國の英靈に對し感謝の敬禮をなし、左記奉答文を唱和して後、朝禮、理事長の訓話があり、一同氣持よく仕事に就き、又午後は五時に仕事を終了全員再び集合して感謝の禮を行ひ其の日の仕事の無事終了したるを喜び合ひ乍ら家路に就くのである。

奉 答 文

- 一、日本臣民たる自覺の下に職分を通し、世界新秩序建設の大業に挺身し奉らん
 - 二、配給機構の歴史的革新を斷行し、皇國に奉仕する翼賛商業の確立に挺身し奉らん
 - 三、自由個人主義生活態度を一新し、國家と一體の新生活實踐に挺身し奉らん
- (因みに本組合は現在商工組合中央金庫の總代である)

(昭和十六年四月調)

仙臺米穀商業組合

は し が き

米穀問題は事變下の最も大きい問題の一つである。この問題を解決するためには、一面に米穀の増産が必要であり、他面その配給の適正圓滑、消費規正の徹底といふことが必要である。

最近全国的に米穀商業組合による企業合同が進捗し、通帳制による米の配給を実施しつつあることは、米の消費規正を徹底し、同時に消費者に對する配給の適正圓滑を期せんとする趣旨に外ならない。

以下この種の一例として、仙臺米穀商業組合の經營に付いてその概略を述べることとする。

企業合同に至る経緯

當組合は昭和十四年三月、仙臺市内の米、雜穀の卸、小賣業者を以て組織され、爾來組合員の委託による玄米の共同仕入を行つて來た。

しかるに昨十五年九月頃より、仙臺市内の米穀の需給状態が一段と逼迫を告げるに至つたので、當組合に於てはこの緊迫せる事態に對處、節米を徹底し、配給の適正圓滑を圖るには、如何なる方途を構すべきかに關し數次會合を開き、眞鍮に研究を重ねた結果、企業合同による經營が最も適切な方法であるとの結論に到達し、十一月十日臨時總會を開いて之を決定するとともに、原町米穀商業組合を合併、出資の増額をなし、縣及び市の指導監督の下に着々準備を整へ、十二月十七日より、愈々實行に移したのである。

これによつて組合員個々の營業は廢止し、玄米を共同購入し、組合の共同精米所に於て之を搗精し、白米を共同配給所を通じて、年齢により定むる一人當り消費量を基準とし、通帳制により配給することとなつた。

尙當組合の組合員は三百七十八名、出資口數五千二十八口、出資總額十五萬八百四十圓、全額拂込済である。

經營の概要

一、玄米の共同購入

官城縣では米穀の集荷は産業組合、配給は商業組合に夫々一元化され、本年一月から實施され來つたのであるが、右決定に基き、縣の指圖により、縣米商聯は縣販購聯より倉荷證券引換に現金を以て米を買受け、之を縣下の各單位小賣商業組合に配給する。従つて當組合の販賣する米は縣米商聯より配給を受けるわけである。

二、共同精米所の設置

玄米を搗精するために、市内に共同精米所を設置し、精米機四十臺を備付けることになつてゐる。精米所の敷地

(一、一〇〇坪)、建物(一八〇坪)は嘗て醬油醸造場であつたものを借受け、目下改造中であるが、之が竣工する迄は組合員中精米設備の大なるものを利用してゐる。精米機一臺の精米能力は一日約四〇俵であるから、四〇臺で一、六〇〇俵の米を精白しうる計算である。

三、共同配給所の設置

市内十五の尋常小學校の學區を以て夫々配給區域と定め、共同配給所は地理的關係を考慮して、一配給區域に四ヶ所乃至五ヶ所づつとし、總數七〇ヶ所を設置した。共同配給所は組合員たる米穀商の店舗を利用し、一配給所に四人乃至五人の従業員を置き、内一人を主任とし、會計、庶務、配達等夫々仕事を分擔してゐる。當初組合員三七八名全部を従業員として包擁する計畫を樹てたのであるが、年齢その他の事情により自發的に辭退したものもあり、結局現在の従業員數は配給所に三一七名、事務所に三十名となつてゐる。

四、配給の方法

節米の徹底を期する爲、縣及び市の指示に基づいて地區内居住者の年齢に應じ、左の如く一人當りの消費量を定め、公會(仙臺市では公會、隣組の制度が比較的整備してゐて、物資の配給については全面的に活動してゐる)を通じて各戸に通帳を配布し置き、五日分又は十日分位宛を現金にて所屬配給所より配給するのである。配給所では毎日の米の受拂及び賣上金額を組合に報告し、賣上金は翌日午前中に豫め組合の指定した銀行の支店十二ヶ所に預入れるのであつて、組合はこの報告に基き米の配給及び資金計畫を樹てるのである。

米代金の現金制度については當初消費者より非難あることをおそれたのであるが、實施の結果はその點に對してき

したる非難もなく頗る圓滑に進んでゐる様である。

配給所の営業時間は冬期午前九時から午後六時迄であつた、四月以降は若干時間を延長してゐる。又米は配給所が各戸に持ち届けすることを原則としてゐる。

一人一日當り米の配給量

五 歳 未 滿	一 合 一 勺
五 歳 以 上 十 歳 迄	一 合 九 勺
十 一 歳 以 上 十 四 歳 迄	二 合 五 勺
十 五 歳 以 上 六 十 歳 迄	三 合 一 勺
六 十 一 歳 以 上	二 合 八 勺

五、米の配給量

仙臺市の總人口は二十二萬三千人であるが、このうち當組合より米の配給を受くる者二十萬人と推算し、一人一日の消費量平均二合六勺と假定するときは、一日の配給量は五二〇石（一、三〇〇俵）となり、一年を通じては一八九、八〇〇石（四七四、五〇〇俵）の米を要するわけである。

六、設 備 費

企業合同に伴ふ設備費は組合の計畫によるときは左の如くであつて、その経費は自己資金を以て賄ふことになつてゐる。

精米所修理補充費及附屬建物建築費	六、二四〇
精米機及モーター 各四〇（臺購入費）一臺三四〇圓 及取付費）一臺一〇〇圓	一七、六〇〇
トラツク一臺購入費	七、〇〇〇
電 話 購 入 費	三、〇〇〇
共同配給所諸設備費	三、五〇〇
米配給用南京袋代	六、一〇〇
諸 雜 費	一、〇〇〇
衡器八〇臺購入費	四、八〇〇
計	四九、二四〇

七、運 轉 資 金

當組合の一日の米配給量は、前述の如く一、三〇〇俵であつて、市民に對し圓滑且つ不安なく配給するためには組合の倉庫及び配給所を通じて常時十日間分即ち一三、〇〇〇俵の保有米を必要とし、之に要する資金は二二一、〇〇〇圓（一俵十七圓として）となり、又玄米を荷受し之を搗精配給し現金収入となる迄には最底五日間を要する。これに要する資金は一〇、五〇〇圓で、保有米の資金と合算するときは三三一、五〇〇圓となる。これに對し、七、八萬圓程度は自己資金より之を賄ひ得る見込で、不足分二十五、六萬圓は借入金をして賄ふわけであるが、當金庫に對して既に相當多額のクレジットを設定し、資金計畫に遺憾なきを期してゐる。

八、收 支 豫 想

仙臺米穀商業組合

企業合同の結果今後一ヶ年の收支豫想を組合の当事者は左の如く立ててゐる。

二〇

米 賣 上 利 益 金	①	三三二、一五〇
米 糠 賣 上 代 金	②	一一一、四七二
空 俵 賣 上 代 金	③	五二、三八四
麥 雜 穀 賣 上 利 益 金		三〇、〇〇〇
計		五三六、〇〇六

支 出 之 部

俸 給	④	一九四、〇四〇
電 話 料		六、六六〇
地 代、家 賃	⑤	一、八〇〇
配 給 所 家 賃		一六、八〇〇
動 力 料		一一、〇〇〇
備 品、消 耗 品 費	⑥	六、〇〇〇
修 繕 費		一一、二八〇
借 入 金 利 子 費		八、七六〇
債 却 費		一〇、〇四八
實 績 分 配 金	⑦	二二六、八〇〇

結 算 計	二四、〇〇〇
剩 餘 金	五一八、一八八
	一七、八一八

(備 考)

- ①配給量一日一、三〇〇俵、二年四七四、五〇〇俵、一俵の利益七〇銭。
- ②米糖生産量一日一〇四俵、(玄米十二俵半につき米糠一俵)一年三七、九六〇俵、一俵の價格三圓二〇銭。
- ③空俵一日一、二九六枚(一、三〇〇俵のうち一〇四枚は米糠俵に用ふ)一年四三六、五四〇枚、一枚十二銭。
- ④従業員三四六人、一月月四十五圓、年一八六、八四〇圓。事務員一〇人、一月月六〇圓、年七、二〇〇圓。
- ⑤事務所及精米所分
- ⑥精米機配達用自轉車其他。
- ⑦組合員三七八名に對し一人當平均年六〇〇圓に當るのであるが、之が分配の方法は組合員割、出資割、實績割等適當に按排考慮して各組合員の比率を決定し毎月分配することになる筈。

結 び

企業合同による配給事業實施以來日も尙淺く、組合消費者共に新しき配給制度に慣れないため、當初は多少の非難もあつたのであるが、縣市當局の指導監督、組合幹部及び組合員の献身的努力、市民の理解と相俟つて、最近時日の経過とともに、事業が軌道に乗りつつあることは誠に喜ばしいことである。

當市米穀業者が時局を認識し、率先して従來の暖簾を捨てて商業組合の下に企業合同し、一致協力配給業者としての使命達成の爲に一路邁進しつつあることも亦多とせねばならぬ。

(昭和十六年四月調)

福井縣農工品移出卸商業組合

(一)

昭和七年に商當組合法が制定されてから約九年、その間商業組合の數的發展は目覺ましいものがあるがその存在の意義を社會經濟上から見ると一つの變質が見られる。即ち組合法制定當初にあつては、中小業者の困窮匡救と云ふ事が第一義的な目的となつてゐたのに對し、現在の商業組合の第一義的使命は國家的なものにまで高められて、物資の圓滑適正なる配給と云ふ點に存することになつた。従て現在の産業組合と商業組合との相刻の問題も、過去の反産運動の如き商業者の側のみから見た窄い視野を棄てて、國民經濟と云ふ高い見地から再検討しなければならない。

今その邊の事情を明にする爲に反産運動の歴史をみると商業者の反産運動の主たる對象である配給組合は世界大戰後我國農村の市場經濟化、即ち農産物の商品化に伴ひ農村を中心として大いに發展した。特に昭和八年以來の産業組合擴充五ヶ年計畫は、零細農業者に對する問屋、仲買の金融的支配を打破せんとする意圖の下に、販賣組合及び購買組合の取扱高を約二倍以上も高めたから、肥料商人や地方米穀仲買商達は忽ち大きな打撃を受ける事になつた。反産

運動の先驅をなしたのが肥料商人であつた事は、かかる事情を知る事によつて理解される。

しかし何故に當時あれ程廣汎に反産運動が起つたのであるか、この點になると甚だ不明瞭なものがある。成程肥料商人や米穀の地方仲買人等は、産業組合の進出のため大きな打撃を蒙つたが、都市の小賣商人等には著しい影響はなかつた筈である。産業組合進出の影響の少い筈の商人迄が全國的に反産運動を開始したのは、全く商人達が産組の發展に必要以上に脅えた爲であり、しかもそれを強めたものは當時の商人相互の間で相互排除を行つた爲、商人達が非常な不安な状態にあつたと云ふ事である。

更に何故に商人が相互排除を行つたかと云へば、縦や横に複雑に存在する卸屋や小賣商が、自分以外の商人の地位を自己の兼營にしようと試み自分達の主觀によつて自分以外の商人は、過剰であり、不要であると考へがもであつた爲である。

爾來數年の年月が経過した。そして商業組合の使命が國家的なものにまで高められた時に、漠然とした、全國的な反産運動は消滅したがこゝに部分的な反産運動は、農産物の配給機構確立をめぐつて産組と商組との具體的な繩張争ひとして登場したのである。この時、集荷産組一元、配給商組一元と云ふ方針が閣議に於て決定されたが、組織力と云ふ點に於て未だ産組に劣る商組は、この原則が示されてすら尙不利な事は當然である。

今ここに述べんとする商業組合の經營事例は、組合役員と、組合員との鞏固な結束と熱意とが相俟つて、組合の組織を確立し、産組との協調に成功して、配給翼賛の實をあげた例である。

(II)

今次事變勃發以來、薬工品の軍官民需の激増は著しいものがあつた。薬工品とは云へ、土を運ぶトラック、石炭を入れる
唄、荷造に使ふ縄や筵、これらは生産力擴充にはなくてはならぬものである。昭和十五年八月に半官半民たる日本薬
工品配給統制株式會社が設立されたのは、かゝる薬工品の需要の激増にそなへる爲であつた。

しかし折角統制會社が出来たのに、各府縣の薬工品の組合の機構が整備されてゐなかつたのでその機能は充分に發
揮されず、會社は暫定的に各地の有力業者をしてその指定取扱店たらしめ、業務代行を爲さしめるに過ぎなかつた。

薬工品の年産額三百五十萬圓を有する福井縣に於ても他府縣と同様、統制會社が出来た當時は配給機構は整備して
をらず、四軒の指定店によつて業務代行がなされてゐた。當縣に於ける薬工品の配給機構整備の必要は先づ年産額の
約九割を占める縣外移出品について起つたので、縣當局の最初の意向としては約二十五名の縣外移出業者のみを以て
組合を結成せしめる豫定であつた。だがその後の状態を見ると、薬工品の需要は益々増加すべく、政府に於ても之が
増産を計畫中であり、更に薬工品集荷配給統制規則も近く發令される豫定であつた。それに依ると産集荷一元、商
組配給一元となるから、縣内多數の買出業者は失業のおそれがある。かかる状態であるから、之等關係業者を打つて
一丸として商業組合を組織し、配給機構の整備によつて、増大する薬工品の配給に備へる一方、配給系統の混亂に乗
ずる産組の進出、従つて起る商業者の失業發生を防がんとする運動が起つたのである。組合員百八十九名（同業者中
未加入者五名）を以て組織する福井縣薬工品移出卸商業組合が出来たのは、日薬統制會社が出来てから約二ヶ月後の

十五年十月であつた。

組合では先づ縣當局の援助を得て、薬工品の出荷加工荷造の爲の共同作業場を建設する事になつた。この共同作
業場こそ薬工品の配給統制が強化されて組合の共同販賣品が増加した場合に、絶対に必要な施設であり、且解消する
買出商や縣内小賣商の勞力吸收機關である。組合員もこの共同作業場に自己の將來の運命を托するの覺悟を持つてを
り、次に述べる統制料の納入の如きも組合員の心掛けを反映して成績頗る良好である。

(III)

組合が共同作業場の建設と共に行つてきた事業は、統制と共同販賣の二事業である。今この二つについて若干の説
明を加へてみよう。

統制事業

組合が統制の對象としてゐる商品に二種類ある。第一が縣外移出品の内の唄、干筵竝に軍需供出品で之を特に「統
制品」として出荷割當をなし統制料を徴收してゐる。昭和十六年二月から同四月迄の三ヶ月間に、統制商品額は月平
均三十二萬五千圓、これが統制料は千二百九十三圓である。

第二が「統制品」以外の縣外移出品で、之を「非統制品」として、その數量及び出荷先を届出せしめてゐる。この
組織の長所は、組合の統制が縣生産の薬工品全體に及ぶ事であつて、之によつて、將來薬工品の統制が強化されて、
「統制品」が増加した場合にも、簡単にその出荷を割當て得るばかりでなく、組合の主要財源たる統制料の徴收も容

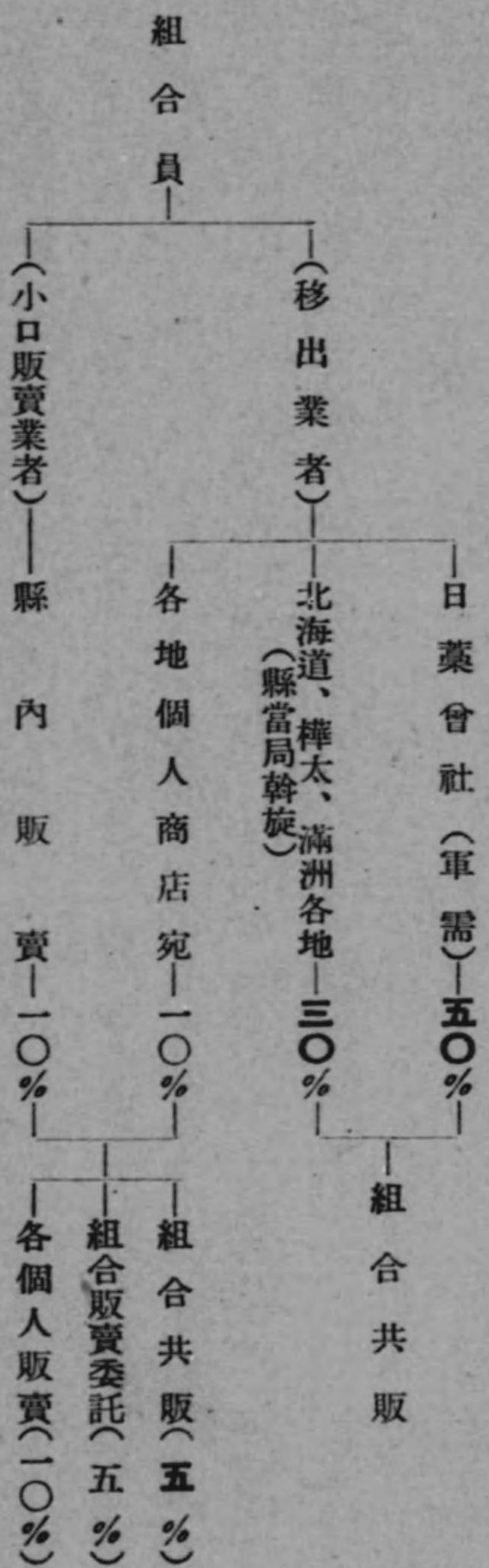
易になる。

共同販賣事業

「統制品」に對しては組合は絶對經由機關であり、一元共販（日藥會社代行）をなしてゐる。「非統制品」については、組合員の委託を受けたもののみについて共同販賣を行つてゐる。

以上が組合の二事業の概略であるが、現在はまだ「非統制品」が多く、組合は待機の状態にある。しかし、やがて藥工品配給統制の強化に伴ひ、現在の「非統制品」の大部分が「統制品」となつて組合を経由することになるから組合の事業は今後益々隆盛に赴くであらう。

福井縣藥工品配給規則實施後に於ける藥工品の配給系統は次の如く豫想され、全生産額の八五%が組合の共同販賣となる豫定である。



(四)

次にこの組合の金融の問題を見よう。

配給機能は金融や危険負擔と云ふ資本的機能が伴はなければ圓滑に活動し得ない。即ち物が流れる時は、その逆のコースを資金が流れる事を必要とする。従來問屋や卸屋がその威力を振つたのは、彼等が豊富な資力を以て前貸等を行つた爲であつた。従つて配給機構の整備を行つて問屋や卸賣を整理しても、この資本的機能が何等かの形で働きをなさねば配給の圓滑を期する事が出来ない。この組合の場合でも藥工品の販賣先の大部分が軍官廳なので、代金回収迄には相當長い期間があり、又生産團體たる産組農會へは現金拂をなさねばならず、然も多くの業者の資力は左程大きくないので、代金立替は組合で行はなければならぬが、この資金の問題は中央金庫と二十萬圓の極度契約を結ぶ事によつて解決した。

組合が企圖してゐる資金計畫の概要は左の如きものである、即ち組合員の供出現品の貨車積、船腹積又は倉庫入庫済のものに付て、各々貨物引換證、船荷證券、倉庫證券が提示されると、その代金決済期間迄の金利を徴收して、組合員に代金を立替るのである。

かくて配給は一層圓滑となるであらうし、代金支拂の遅い軍需品が増加しても、組合員が困らないだけの用意が出来た譯である。

(五)

以上で組合は用意萬端が整つた。薬工品の配給統制が何時強化されても狼狽する事はない。寧ろ統制が強化されてからこそ組合整備の眞價は發揮される。即ち増加する組合經由商品は共同作業場で能率的に荷造され、解消する買出商や小賣商の労力は、この作業場に吸収される。萬一そこに悉く吸収されない場合は、組合の手によつて、迅速に轉業対策が計られる。商品の配給は萬全を期した組合の資金手當によつて圓滑に運ぶ。

以上の如きこの組合の機構整備は、産組との關係に非常な好影響を與へた。何故ならば若しこの組合が配給機構を整備しなければ、當然産組は進出し兩者の間に繩張争ひが起るのである。兩者の組織が鞏固となつた事は、又兩者の分野を確定する事となつた。事前に産組と商組との協調が出来れば國民經濟上からは勿論の事、當商組にとつても又産組にとつても喜ばしい事である。

かくて以前は統制に追はれてゐたかの觀があつた業者達は、今や完全に自主を得て統制を自己のものにする事に成功した。

ここで吾々は考へさせられる。商業者が産組の不法を叫ぶ前に、商業者自らが反省する必要はないかと。成程産組の配給部門への進出は著しいものがあり、又そのやり方に於ても遺憾と思はれる様な點もあつた。然し産組には強い組織の力がある。之に對して若し商業者が徒に利潤を追ひ、同業相争つて何等の結束を示さず、配給機構の混亂を招く事を意に介しなかつたとするならば、商業者に産組の進出を不當と呼ぶ權利はないと言はねばならぬ。

今や商業者の間にかかる自覺は見えてきた。ここに擧げた組合の經營事例の中に、組織の力を覺つた商業者の力強い姿が見出されれば幸である。
(昭和十六年七月調)

東京巢鴨地藏通商店街商業組合

は し が き

今日の時局は非常に逼迫してゐるにも抱らず、吾々の私生活と云ふものは色々な無駄や不合理があるものである。そしてこう云ふ生活上の不合理や無駄は、家計と經營がはつきりと分離してゐない様な小企業にあつては、經營の不合理をもたらし場合が多い。

今ここで紹介しようとする組合の經營事例は、組合が先づ手近かな問題として、組合員の生活の合理化を計つた例である。

組 合 の 設 立

東京巢鴨地藏通商店街商業組合

巢鴨地蔵通商店街は元來「とげぬき地蔵」の參詣客を相手に漸次繁榮を見た商店街である。この商店街には約二十年も前から之等業者の融和を計る爲の親睦團體たる三商會があつたのであるが、市電終點が延長されたり、百貨店が進出したりして、顧客を減じたので、この對策は親睦團體たる三商會では不可能とし、昭和十一年末に本組合が設立されたのである。

現在組合員は二五二名で、その業種は菓子商が最も多く約三五名、次が飲食店で約二四名、其他洋服商（約一六名）、呉服商及洋品商（各約一三名）、食料品商（約一二名）、青果商、藥化粧商、靴商金物商等で、使用店員は男女合せて約三七〇餘名だから、一組合員平均二名足らずの使用人で營業をなす小業者である。

献立材料配給事業

この組合の事業の内でも特徴のあるものは、家庭營養食献立材料配給事業である。この事業は、時局から、生活の合理化、及び國民の體育向上と云ふ見地から示唆に富む事業として、厚生省、或は東京市から注目されたばかりではなく、アサヒ・グラフや寫眞週報にも紹介されて、世間で大部評判となつてゐるものである。今この事業が實現されたまでの状況及びその内容を紹介しよう。

組合では昭和十三年以來、組合員の生活改善を目指して、共同炊事々業を計畫してゐたが、炊事場の土地が入手出来ない事と、共同炊事では各自の嗜好にも合致しないと云ふ反對の聲があつた爲にこの計畫は實現しなかつた。然し昭和十五年頃から物資の不足は次第に甚だしくなり、人手の少い組合員の家庭では、その日その日の食糧を確保する

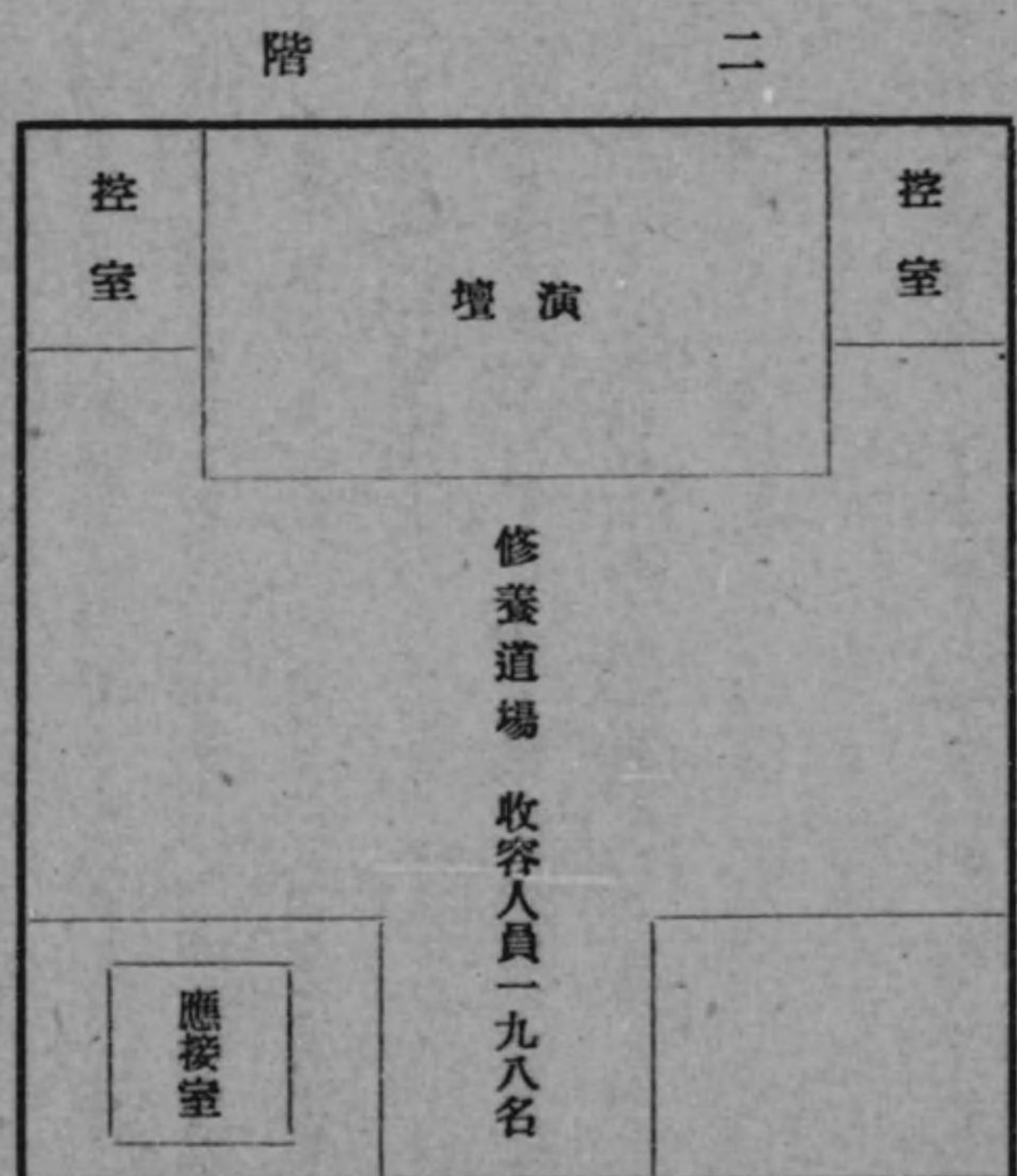
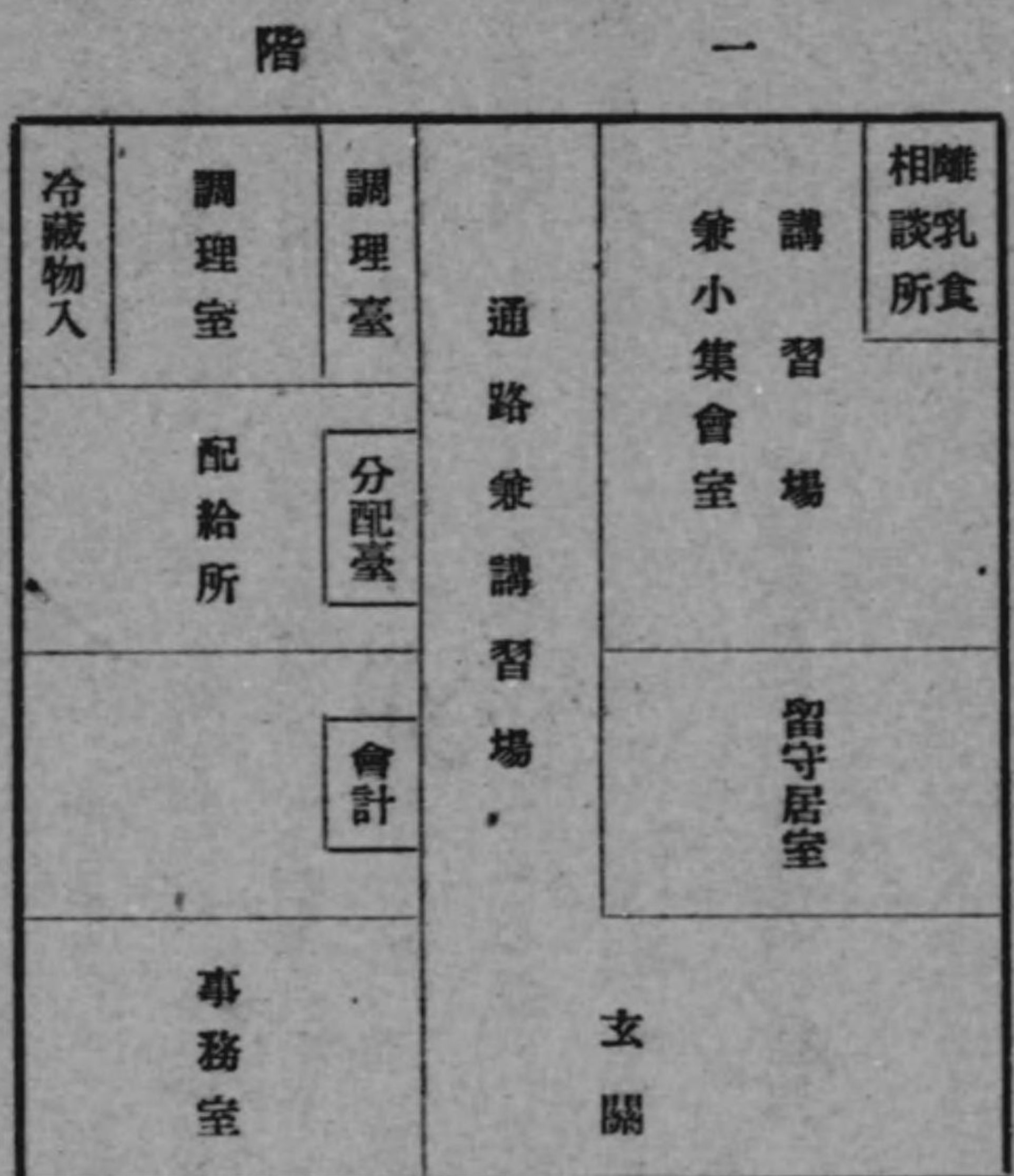
事も容易ではなかつたので、昭和十五年中頃から炊事を除く材料の配給事業を着目し始めた。そして先づ女子營養學圖等の指導を受けて、同年十月から、第一配給所（二丁目眞性寺境内）、第二配給場（組合事務所）が開設された。

配給方法は先づ配給所内營養士の作成した一週間分の献立表を仕入商人（組合員）及び受給者に交付し、今後一週間内の仕入及び配給材料を豫知せしめて置き、受給者から豫約注文書によつて翌日分を前日に申込みしめ、其の數量を當日の午前中に仕入商人より納付させ、豫め受給者からとどけてをいた籠類に献立表に依る數量を配分して、午後現金引換へに配給をなすのである。配給品中には切符配給品は除外され、又鮮魚類は直接業者から配給する事となつてゐる。費用は一人一日分二五錢（朝三錢、晝七錢、夕一五錢―但し組合員外には夕一六錢）で、之は特に格安と云ふわけではないが、營養上實際に必要な數量のみを、しかも一ヶ所で仕入れられることになり、又現在は青果其他も優先的に入手出来るので、その効果は相當大きなものがある。現在一日配給数は六百人分位であるが、まだまだその数は増加しつつあり、又組合でも益々この事業に力を入れる意向であるが、何と言つても現在の設備では到底これ以上の仕事は出来ない。そこで組合では更に一步のり出して、大がかりな設備の下にこの事業を始める事になつた。

配給所及び修養道場の建設

組合では先づ商工中金より二萬圓の借入をなすと共に、組合の共濟會基金、及び組合一般會計から約五千圓の資金を支出し、更に東京府に助成金一八、五〇〇圓を申請して、約四三、〇〇〇圓の資金を調達し、組合員内従業員員の修養道場及び家庭營養食献立材料配給所の建設に着手した。この建物は延坪約七五坪で仲々完備した設備であるから參

考の爲略圖を記載して置こう。



榮養食献立材料配給事業は、物資不足の益々甚しくなりつつある現在に於て、極めて有意義であり、又多くの示唆を持つ事は云ふまでもない。榮養食の受給者が、それに満足するかどうかと云ふ事は、從來の吾々の食慾が、人間に必要にして充分なカロリー如何と云ふ事よりも、満腹感が得られるか否かと云ふ點にあつた爲に、多少の不安があるが、國際狀勢が益々逼迫して、國民が如何なる困苦にも打克たねばならない時に、この問題を醫學的根據から解決す

ると云ふ事は最も重要な事である。

次にこの榮養食献立材料配給が、商店街商業組合で行はれたと云ふ事も大きな意義をもつと考へられる。何となれば、若しこの事業が町會その他の團體で行はれたとしたら、或は食料品關係業者との間に摩擦が起つたかもしれない。之が組合で行はれたと云ふ事は、單に材料の入手が圓滑にゆくばかりでなく、將來の企業合同の形を何等の不安も伴はずに業者に想像させると云ふ長所があるのである。事實現在迄に八百屋とか肉屋とかから、この事業に對して何の反對もなされない。

又修養道場では、時局講話や精神講話、及び體育訓練、更に女子店員に對しては仕事の餘暇に活花やその他家政に關する教育萬端をなすとの事である。女學校の代りです、とは書記長の話である。まことに商業報國運動の實踐が組合の中から湧き上つたかの觀がある。

ここで吾々は考へる。かかる有意義な組合事業と云ふものは、唯單に組合當事者の一時の思ひ付で實現出来るものかどうかと云ふ事を。

試みにこの組合の他の事業を見ると、そのやり方に於て頗る堅實なものがあり、かかる事業が決して一時的な思ひ付からでなく、確固たる信念と周到な用意のもとになされてゐる事を知るのである。

金融事業

先づこの組合では、貯金の受入事業で成功をおさめてゐる。

貯金の受入事業は昭和十四年十月から着手し、三年満期の日掛積立貯金として、其の種類は一〇〇圓（日掛金一〇錢）、二〇〇圓（同上二〇錢）、三〇〇圓（同上三〇錢）、五〇〇圓（同上五〇錢）、一、〇〇〇圓（同上二圓）、二、〇〇〇圓（同上二圓）等があつて實掛日数はすべて九五四日とし、預金利息は年約四分（日歩一錢一厘）で、昭和十五年年度には額面の計一三六、〇〇〇圓（日掛額四七、八七八圓）に上つてゐる。

次に資金の貸付も仲々着實な方法で効果を上げてゐる。

その一は信用貸付で、これは昭和十四年六月から着手したものであり、貸出形式は、手形並に證書に依り、期限は六〇日以内、貸付限度は一〇口分、五〇〇圓以内、利息は日歩三錢とし、若し延滞の場合は前述の日掛から取立てる。貸出の信用標準は組合書記長の作成した信用程度表によつてゐる。

其の二は積立貯金見返に依る貸付で、之は昭和十五年四月から着手され、貸付金額は前記積立貯金申込額面に對し、四ヶ月以上経過したものに其の實掛金額範囲内で貸付をなしてゐる。

其の三は抽籤會に依る貸付で、これは昭和十四年六月に着手、貸付は全て抽籤に依り、抽籤期は三五日毎、貸付限度は組合出資口數一口を貸付一口とし、右貸付口數は一口より一〇口迄、一口は一〇〇圓、貸付期限は七〇日で償還方法は日済一日に付一圓五〇錢である。即ち假りに一〇〇圓貸出があつたとすれば、七〇日目には一〇五圓償還することになり、餘分五圓の中三圓は奨励金とし、完済の時返戻し、残り二圓は貸付利息に當るものであり、組合益金となる。之は組合員間に頗る好評で、回収も日済なので未回収もなく今後發展する見込である。

金融事業の他にこの組合のやつてゐる事業は、組合員親睦會、納稅事務の代行、生命保險及び火災保險の代理業

務、共済會經營事業等で、いづれも組合當事者の細かい心づかひが見られる。之は組合が書記長に大橋正孝氏と云ふ極めて熱心な人物を得た爲であり、組合經營成否が實に人を得るか否かにある事を物語つてゐる。

む す び

以上で明な様に、この組合は既に新しい事業——今までの組合もしなかつた様な事業——を始めた。それは直接營利と云ふ事と結びついた事業ではなく、さればと云つて現實から遊離した事業でもない。ジャーナリズムやお役人に色々なお題目を付されてゐる中に、冷靜さを失はずに着々と合理性を持つ計畫が進められてゐる。

吾々は、國民生活改善と云ふ事に對して色々な示唆を與へるこの事業が、組合の手で行はれたと云ふ點に大きな意義を見出す。

終りに組合の理事者が、益々積極的にこの有意義な事業に盡力されん事を望んでやまない。

（昭和十六年九月調）

二、工業組合の部

京都府金銀紙箔押工業組合

まへがき

従来本誌に紹介した組合経営事例は組合として或程度の基礎を持ち、その事業の経営に於て既に相當の成果を収めてゐるが、または新なる事業計畫であつてもその遂行に大いなる危惧を感じないものが多く選ばれたのであるが、茲に掲ぐるものはそれらとは大に趣を異にしてゐる。前途に相當の困難は豫想せらるゝが、七・七禁令無かりせば、といつたやうな未練な氣持をさらりと捨てて、浮沈常なき奢侈品製造の下請から軍需品製造へと、組合全員舉げて百八十度の集團轉業をなさんとする、示唆豊かな好箇の轉換事例である。

金銀糸製造と金銀紙箔押

紙に漆を引き、金銀箔を張り付け、これを細断、糸に撚る。これが金銀糸製造の全工程である。西陣の高級機業を

控えた京都市内及びその近郊に於ては、金銀糸の製造は相當古くから行はれてゐた模様であるが、明治初年以來その工程に分業行はれて、資力を有する業者は専ら金銀糸の製造のみを行ひ、金銀紙の製造はこれを下請せしめるに至り、金銀紙箔押は弱體業者の擔當するところとなつた。

組合の沿革

かゝる弱體薄資の箔押業者は、資本の力に對抗して自己の立場を擁護する必要から、大正の初年、會員二十名を以て京都市内及び以南の郡部を地區とする職友會なる親睦團體を結成したが、職工争奪その他による内紛に加へて金銀糸製造家の壓迫誘惑もあり間もなく解散してしまひ、その後二、三同様の團體を結成したこともあつたが、何れも永續せず、大體無統制のまま事變を迎へたのであつた。

しかるに一方では元方業者たる金銀糸製造業者が昭和十三年二月に既に組合を設立してをり、他方ではまた、主原料たる漆の配給統制が益々強化し來つたため、箔押業者も工業組合を結成するの必要を生じ、十五年一月創立總會を開き、同年七月設立認可を見るに至つた。

業者の規模

市内及び附近郡部の業者は組合結成當時に於て七十名、全員舉つて組合に参加した。經營の規模は何れも極めて小さく、家族勞務者を合せて従業員二十名程度のもの僅か五、六名、他は大低數名の従業員を有するに過ぎない。業者

の分布を地區的に見ると、京都市内三十二名、郡部三十八名で、市内は特に小規模のもの多く、従業者二、三名に過ぎないものが大部分である。

さてこの箔押業者は何れも金銀糸製造業者の下請業者で、漆のみは自分持ちであるが、紙及び金銀箔等は元方業者より支給され、結局一枚幾何の工賃稼ぎをやるわけである。

業者の收支

今その收支をみるに、箔押仕事は一人一日五十枚見當で、一枚の工賃五錢として一ヶ月約七十五圓であるが、漆代を差引けば四十五圓程度にすぎない。これから更に箔押、漆引その他雑役の日當を支拂ふのであるから、業者の手元には幾何も残らない。従つて業者の所謂「儲け」は結局どの程度に家族労働力を利用し且つ附近の過剰労働力を如何に安く動員し得るかにかゝつてゐるわけであり、又實際にも家族労働力は残りなく利用され、近在の婦女子が極めて安く雇傭されてゐたのであつた。

組合員の一ヶ年總生産額は平均二百萬枚、その工賃収入約十萬圓であつたが、事變始まつて以來は數量に於て五十%増、金額に於て倍加し、昨年に入つては漆の配給減により、多少産額の減少を來したが、七・七禁令に至るまでの最近二ヶ年は可成り餘裕ある經營をなしてゐたものである。

組合の事業

本組合は元來漆の配給を目的として設立されたもので、各組合員よりの申告を取纏め、京都府精製漆配給協議會に申請し、交付された切符を組合員に配給し、その手数料によつて組合収入を計つてゐた。配給事務は既に設立前の十四年十一月から開始され七・七禁令に至つた。七・七禁令によつて織物の金銀糸使用が禁止されると共にその事業は廢止されねばならなかつた。その期間に於ける漆配給の實績は、昭和十四年度二六七貫、金額八、〇〇〇圓、昭和十五年一七五貫、金額六、一〇〇圓である。

尙組合の收支をみるに、十四年度は配給事業頗る順調であつたため、餘裕ある収入を續けたが、十五年度に入つては七・七禁令によつて事業収入杜絶し、反面轉業對策としての經費が著しく膨脹せざるを得なかつたため、收支状態は可成り悪化の傾向を辿らざるを得なかつた。

七・七禁令の影響

前にも述べた如く、この組合の設立認可をみたのは既に七・七禁令の發令された後であつて、織物の金銀糸使用禁止のため、組合員は全面的に失業せねばならなかつた。のみならず、この失業は一時的なものでなく、舊業への復活は到底望み得ないものであつたため、組合の責任者たちは、組合による失業救済策を考究樹立し、設立の翌月(八月)の臨時總會にはかり、いち早く軍手、軍足製造工場の設置を決議したのであつた。

轉業事情

もともと本業者は漆を除き材料のすべてを金銀糸製造業者より支給されてゐたため、禁令による直接の損失は言ふ程のことでもなかつたが、業者のすべてが薄資であり且つ副業を持つてゐないため、早急に何等かの収入方法を講じなければならぬ窮境に追ひやられた。この場合市内の業者と郡部のものとは大いに環境を異にしてゐた。郡部の業者は全然農業を兼ねてゐなかつたため、その後全く収入の道も絶え、而も近在に彼等を收容すべき工場も殆どなく、二、三遠方の軍需関係工場に轉じた者もないではないが、體質年齢及び家庭の事情等により、遠隔地の工場に轉ずること不可能のもの多く、七・七禁令前一兩年の好況時代の僅かな貯へを居食ひしてゐる有様であつた。しかるに市内の業者はいささか之と事情を異にし、轉業も比較的容易であるため、軍手、軍足製造工場の建設による全面的轉業問題に關し郡部業者と意見を異にし市内の役員は八月一齊に辭任してしまつた。かくて現在役員は郡部のもののみによつて占められ、本事業計畫も郡部在住の役員のみによつて行はれてゐる。

軍及び府當局の援助

本組合員の實情には相當同情すべき點あり、またその轉換計畫も甚だ妥當なものであるので、府當局及び大阪被服支廠から本計畫に好意的援助があり、特に未経験のこれら業者に對して靴下及び軍手編機械新設の許可が交付されるに至つた。

所要資金及び設備

本事業所要資金は七萬圓で、その内譯は

機械設備費	五六、五〇〇圓
建築費	八、五〇〇圓
運轉資金	五、〇〇〇圓
設備せんとする軍手軍足編機械は次の如くである。	
自動式軍足編機械	三〇臺
自動式軍足ロゴム編機械	一〇臺
自動式ワインダ	一〇臺
自動式ダイヤルリンクンダ	一〇臺
手動式軍手編機械	六〇臺

うまくいつた資金手當

本事業所要資金七萬圓のうち、三萬二千圓は之を國庫補助金に仰ぎ、殘餘の三萬八千圓を借入金によつて賄はうとするものである。この資金計畫は餘りにも他力本願に過ぎる嫌ひがないではないが、組合員の總てが手工業者にして大體工賃稼ぎであつたこと、及び組合事業開始後幾何ならずして早くも轉換計畫に奔走せねばならなかつたといふことを思へば、蓋し止むを得ないと言ひ得よう。

幸に申請せる國庫補助金は交付されることに決定したと聞く。尙残る三萬八千圓の借入についても從來実績のない組合の、極めて利潤の薄い而も全く未経験の事業への轉換であるから、普通銀行などによる調達は思ひも及ばぬことであつたが、右述の如き特別な諸事情を考慮し、商工組合中央金庫に於て貸出承諾をなすに至つたため、危ぶまれてゐた資金調達もこゝに滞りなく運ばれたわけである。轉換資金が一は國庫の補助であり、一は中央金庫よりの低利の借入金であるといふことは、特に薄利のこの轉換事業にとつては全く絶對的な必要條件であるといへよう。何となればこの種弱體組合が借入れ得る普通の金利は、この事業の容易に支拂ひ得ないところであらうから。

失業者全部を收容

右計畫に要する従業員数は仕上荷造等を含めて約一六〇名の豫定であるが、業主、家族従業員及び雇傭従業員を含む組合關係者總數二五〇名のうち約一〇〇名は既に轉業し了り、現在失業状態にあるものは約一五〇名である。尙本組合員及び従業員にあつては、從來よりの本業が全然復活不能なるためと、轉換、共同作業場の配置計畫についても後述の如く當を得たので、失業者の殆んど全部を吸収し得る見込が立つたわけである。從來の例に徴するに、轉業對策としての共同作業場には組合員よりの實質的參加が極めて少なかつたのを例としたのに對し、本事業計畫は意義深きものがある。

作業場の分散配置

共同作業場は郡部五ヶ村九ヶ所に次の如く設置される。

場 所	工場數	關係失業者數
久世郡 寺田村	三	五〇
久世郡 富野莊村	二	一五
久世郡 久津川村	二	五〇
久世郡 大久保村	一	一〇
綴喜郡 都々城村	一	二〇

現在京都市内は組合員従業員合計約一〇〇名大體既に轉業し了り失業者殆どなく、失業者の殆ど全部が右五ヶ村に散在してゐるのであるから、この共同作業場の位置設定は妥當であるといへよう。共同作業場を一ヶ所に集中せず、數ヶ所に分置せることは、單に現在の失業者を残りなく吸収するといふに止まらず、更に一步進んで附近の過剩勞力をも有利に利用せんとするもので、こゝにも一つの苦心の跡が見られる。

組合今後の經營方針

組合は今後の經營を次の如く計畫してゐる。九作業場に對し夫々組合員の有志の中より責任者を定め、之に經營を委せ、組合は責任者より利用料を徴收する方法である。事實は組合員中の有力者が從來の自己の作業場を改造、これを組合作業場に提供し、その作業場の責任者になるといふ行き方をとることにならう。

東北護謨工業組合

東北地方に於けるゴム製品製造業者は、従来主としてゴム長靴・短靴又はゴム合羽等の民需品の製造に従事してゐたのであるが、事變勃發後は輸入原料たる生ゴムの配給量が極度に減少し、甚しきは従來の消費量の一分五厘程度となつたため、業者としては製造禁止と全く同様な状態となり、何らか轉業の方策を講ぜねばならぬ状態に立ちいたつたのであつた。

かくして事業維持困難となつた業者たちは、商工當局と種々折衝の結果、事業轉換の方策を講ずることとなり、或ひは〇〇〇製作工場を東北に設置する運動などを開始したのであるが種々の關係から實現不可能となり、遂に當局の懇懇に基き、時局下生産力擴充に必要な「コムベヤーベルト」の製造を開始することとなつたのである。

こゝにおいて、昭和十四年一月、東北六縣の業者を一丸とする工業組合を結成、先づ統制事業たる原材料の割當配給・受註斡旋の事業を開始する一方、コムベヤーベルト製造のための一大共同施設工場の計畫に乗り出し、十四年十二月補助金十四萬五千圓の交附が決定するや、こゝに本格的な組合事業が開始されることとなつた。

組合の構成員

事業の紹介に先立ち、まづ組合を構成する業者について一應ふれておこう。

本組合に包含せられた業者は、東北六縣にわたるゴム業者十六名であるが、組合構成には著しい特色がうかゞはれるのである。

(イ)組合員中會社組織のもの五、其の他は個人經營のものにして、これら個人經營のものは資力なく、統制強化以來は殆ど休業状態にあつた。

(ロ)組合員の經濟状態には著しい懸隔があり、例へば組合の設立に當つて無資力の組合員は出資拂込をなすを得ず、結局有力組合員よりの借入金をも以て拂込を完了するといふ状態であつた。

(ハ)例へば之を従來の年販賣高よりみれば、

會社組織のもの	一、四七八 <small>千円</small> (九九.二%)
個人組織のもの	一二一(〇.八)

といふ割合であつて、僅か五の會社が、販賣高においては實に九九.二%を占めてゐるのである。

すなはち、本組合の構成は、中小業者中資力のかなり大なる中業者と極端に零細な小業者とをもつて、對照的に構成せられてゐるのである。

共同工場の建設

本組合の中心的事業は、何といつても尨大なるコムベヤーベルト共同製作工場の経営にある。當初の計畫に依れば、この共同工場の建設事業は左のごときものであつた。

機械設備費	六三八、〇四六
建物改修費	七、五五四
合計	六四五、六〇〇

然るに其後計畫に一部變更を加へ、さらに追加豫算額十五萬圓を加へ、總建設費合計七十九萬六千圓といふ尨大なものに達するにいたつたのである。組合の共同工場としては、他にもあまり例をみない大きなものである。

而して、これが資金手當としては、出資金二十萬圓の他、國庫より補助金十四萬五千圓を得、さらに中央金庫より轉換資金四十五萬圓（他に運轉資金として二十萬圓）の融通を受け、昨年三月よりその建設に着手したのであつた。

この共同施設工場は、從來仙臺市長町にあつた三馬ゴムの工場を買入れ、これに改築を施して新たに數臺の新機械を据付けたものであるが、設備の概要は左の如く尨大なものである。

敷地面積	一、八五〇坪
建築面積	一、〇〇〇坪
工場三棟	變電室一棟
	事務所一棟
	倉庫二棟

而して、當工場の製造能力は、月産約四百萬ブライといはれてゐるが、これはコムベヤーベルト工場として代表的な神戸の坂東ゴム、大阪の新田調帯、横濱ゴム等の一流会社に優に匹敵し得るものであり、本格的に操業が開始されたときは刮目して期待すべきものがある。

コムベヤーベルトは運搬用として、鑛山、化學工業或ひは機械工業等に使用せられるものであつて、事變下においては生産力擴充並に勞力の不足を補ふため各方面殊に鑛山方面における需要増加は顯著なものがあり、本組合の事業が本格的に開始されれば、製品の前途は洋々たるものがあるといへよう。

工場完成後の経営

かくのごとくして建設をみた共同工場は、昨年大體その設備を完成したのであるが、原材料たる綿布の配給が遅れたため、事業開始は十月まで延期の已むなきにいたつたのであつた。即ち、コムベヤーベルトの原材料としては、生ゴムの他その芯をなすものとして巨額の綿布（價格の上よりすれば、ゴム三五％に對し綿布は六五％を要するといはれてゐる）を要するのであるが、配給機構不備のため、この綿布の入手が二、三ヶ月も遅れたのであつた。このため操業は豫定より遅れ、本年二月末において漸く月産約百萬ブライ（豫定能力の四分の一）を上げ得るやうになり、職工も豫定數の半ば（約五十名）を收容するにいたつたのである。

而して、製品の販賣については、組合當事者の談に依ると、すでに三菱鑛業、三井鑛山、日本發送電等を始めとして、大、中、鑛山及び工場より發註を見てゐることであり、一方、原材料の手當については、商工省當局より多

大の援助を得てゐるので、今後事業の充實と経営の本格化により、その業績は見るべきものありと考へられるのである。

其の他の事業

本組合は、右の共同工場の経営に先立つて、受註斡旋事業と原材料配給割當事業とを開始したのであるが、これは従來の組合員にして依然従來の事業を繼續する者に對し、組合の附隨事業として行つてゐるのである。

すなはち、受註斡旋としては、全漁聯、全購販聯又は鑛山業者に對して、商工省が製造許可を與へた長ゴム靴の製造及び軍の特免品たるゴム靴・ゴム足袋等の製造を組合員に斡旋受註し、その斡旋高は設立以來十五年三月末までに十二萬圓に上つてゐるのである。

原材料の配給割當としては、右の受註品に對し配給を受けたる生ゴム、綿布等を割當配給し、これに對し手数料を徴するものである。

しかし、これらは何れも附隨的な事業であつて、その手数料もいふに足りない。

本組合への希望



(クーマの合組本)

以上、大體本組合の事業の概貌をつたへ得たと思ふのであるが、本組合の今後の中心は、何といつてもその共同工場の経営如何にかゝつてゐる。いまだ該工場は、本格的な操業をなすにいたらず、豫定の製造能力を發揮するまでには可成りの時日を要すると思はれるのであるが、目下の處では先づ順調の操業振りといふべきであらう。

然し乍ら、こゝに一言ふればならぬことは、前に一言した組合員と共同工場との關係である。本工場は、組合が直接に経営に當るものであるが、その経営權は従來會社形態にあつた資力大なる組合員の握るところである。而して、他の零細組合員は、直接その経営に參與することがない許りでなく、努力として共同工場に吸収されることもない。すなはち、之らの組合員は現在半失業状態にあるのである。而して組合當事者の語る所に依れば、之らの組合員は共同工場の労働力としても不向であつて、依然個人經營のまゝ従來の事業を繼續せしめる他にない。

今日、組合共同工場の理想的な經營方法は、中小業者が完全に企業合同をなして、名實共に共同經營化を實現することにあるが、本工場の経営はかゝる理想から云へばかなり遠いものがあるといはざるを得ない。

しかし乍ら、右の理想を實現するためには、組合員が利害を同じうし資力の同等なものによつて構成される場合であつて、本組合のごとく極端に資力の異なる對蹠的な組合員によつて組合が構成される場合には、本組合のごとき經營様式も亦已むを得ざるものと考へられるのである。たゞ、本組合の場合、爾餘の零細組合員に對して何らか他に施すべき組合事業なきかと考へられるのであるが、この點は今後大いに考究すべき題目であらう。

單なる利潤追求の集團たる會社事業と異なり、人的色彩の濃い組合事業であるだけ、このことは強く要請されるのである。

(昭和十六年五月調)

横濱帆布製船具工業組合

國際貿易都市横濱には、従來同港に出入の外國船舶を相手としてズツク、ロープなどを使用する帆布製船具を製作する業者が十六名あつた。これらは、いづれもマシン五、六臺を有する所謂家内工業者であつて、船舶の入港毎に船具商を経て帆布・天幕その他雨覆類の注文を受け、その製作に従事してゐたのであつた。

事變勃發後、輸出入品等臨時措置法の施行をみるにいたるや、之ら業者が從來使用せる綿・麻製帆布、ロープ其他は民需禁止又は許可制となり、注文の途絶・材料入手難等相次ぐ條件の悪化は、つひに之ら業者をして休業又は操業短縮の已むなきに至らしめ、その窮狀はかなり甚しいものとなつた。

かゝる業者の休業状態を何とかして打開せむものと立ち上つたのは、従來同市においてヨット帆布製作を専業とせる渡邊清氏（現専務理事）である。同氏は苦心の末、横濱一圓に亘る業者を糾合し、全員十六名の参加をみて、こゝに工業組合の結成へと邁進するに至つたのである。

しかし乍ら、業者は糾合したものの、その前途は決して容易ではなかつた。組合結成と前後して、直ちに知人を介し陸軍關係方面へ運動を開始し軍需品の發註方を懇請したのであるが、當初は仲々誠意が容れられず、特に見積書提出に際しては東京方面の有力業者と猛烈な競争に陥り、當初よりその前途は苦難にみちたものであつた。

しかし、右のごとき猛烈な競争にもかかわらず、理事者の不撓不屈の熱意はつひに當初の難關を突破し、十四年六月最初の軍需品受註として雨覆〇千枚の發註に接したのである。組合員一同、思はず「皇居を拜し萬歳を三唱した」とのことである。

二

かくの如くにして、組合結成と同時に軍部より注文を受けたのであるが、しかしそこにはさらに第二の困難があつた。それは他ならぬ、事業を開始するについての金融難である。

本組合は、何分にも小工業者の集りとして、出資金は四千圓、第一回の拂込資本金は僅かに千圓であつて、これでは事業に必要な設備はもとより、原材料の購入に必要な運轉資金にすら足りないのである。而も、苦心の末獲得した第一回の軍需受註は、その原材料購入費だけでも三萬五千圓の金額が必要であつた。しかし、もとより小工業者の集りとして對外的信用も薄く、所要資金の手當も容易ではなかつた。かくの如く組合結成當初より資金難に逢着し、組合員中には事業の前途に不安を感じ、軍需受註よりむしろ東京方面の業者の下請でも行つた方がよいといふ意見すら盛頭した程であつた。

しかし理事者の熱意は、つひにこの難關をも突破し、東奔西走の末やうやく地元銀行を動かし、全役員保證の形式で原材料購入資金として三萬八千圓の融通を受けることができたのである。

三

こゝにおいて組合の前途はやうやくにして拓かれたのである。軍部より注文は受けた、苦心の末やうやく差當りの金融の途はついた、残るはたゞ受註品を納期までに完納することである。そこで受註品たる雨覆〇千枚を、十六人の業者にその生産能力に應じて配布し、文字通り晝夜兼行、三日間の徹夜作業を續けてつひに納期二日前にいたり受註品のすべてを完了したのである。而も陸軍より出張検査を仰いだ結果は豫期以上の成績を収め、一枚の不良手直しもないといふ好成绩を収めたのであつた。斯くして業者の努力は見事に酬ひられ、陸軍よりは引續き發註に接し、十四年度中には總額十六萬七千圓の受註をみたのであるが、組合員はいづれも當初の緊張を忘れず、共に結束して納期の嚴守、製品の優良を期したる結果、次第にその技術の優秀性を認められ、組合の基礎はこゝに漸く定まらんとしたのである。

四

越へて十五年度にいたり、陸軍方面においては制度變更により當分の間原材料の入手遅延を見るに至つたので、新しく海軍方面へも受註の途を開く必要を生じ、縣市の斡旋により種々折衝の結果、間もなく相當額の發註を受けるこ

ととなり、これ亦業者の結束せる献身的作業の結果豫期以上の成績を収め、業者はこゝに完全に休業状態より救はれ、寧ろ平時以上の活況をすら呈するにいたつたのである。

しかし乍ら、さらに今後の發展を期するためには組合の前途に尙一層の努力が必要であつた。従來組合員の設備は、所謂家内工業的な規模を脱せず、軍部より多額の受註を仰いでも、その保管裁斷等の設備もなく、不自由を忍びつゝ各自の零細工場で作業を續けるの他はなかつたのである。このため理事者はさらに勇を鼓して次の目標に邁進し、こゝにいよいよ共同作業場の建設計畫が具體化することになつたのである。

先づ中央金庫より資金を借入れて同市の白妙町に組合の事務所を設け、次いで共同施設工場の建設のため政府に補助金の交付を申請し、他方中央金庫に轉換資金二萬三千圓の申込をなし、その内諾を得るや直ちにその建設に着手したのである。

新築工場の内容は左のごときものであるが、その規模も適當なものであり、何れも組合員の技術の向上には大いに役立つ設備と思はれるのである。

敷地	三〇〇坪
作業場	七二坪
倉内検査場	三〇坪餘
倉庫	二二坪
設備機械	
横濱帆布製船具工業組合	

電 氣 裁 断 器
シンガー及國産ミシン
秤

二 臺
三 臺
一 臺

かくして工事は順調に進み、本年三月遂にその完成をみるにいたつたのである。

これがため、今後は材料・製品の大量保管、大量検査が可能となり、電気裁断器による迅速な帆布の裁断、精密な仕上げ作業等をなし得ることとなり、組合の製品向上に資するところ多大なるものありと豫想されるのである。

五

他方各組合員の技術の向上のためには、別にミシン貸與制度といふべきものが案出されてゐる。

前述のごとく、各組合員は文字通り零細な小工業者であつて、各自の手持ミシンも至つて少なく、納期の厳格な軍需品の大量生産をなすには、どうしても各組合員の手持設備では不足であつた。しかし各自がミシンを購入するにはそれだけの資金がないので、組合がその購入資金を貸與するといふ制度を考へついたのであるが、組合がかゝる金融事業をなすには信用評定委員の選任等種々専門的な技術を要し、本組合のごとき謂はゞ家内工業者の集りには向かず、そこで別策を考究した結果、組合自體が工業用ミシンを購入し、之をミシンに不自由をしてゐる組合員に一定の損料を徴収して貸與するといふ方法を案出したのである。而して之と同時にミシン貯金を勵行し、それが相當額に達したる場合はその貯金を以て貸與してあるミシンを購入せしめるといふ方法を採用し、仲々運用の妙を發揮してゐるのである。

である。

六

以上に述べたごとく、本組合は設立當初より苦難の途に遭遇したが、よく之を踏み越へて遂に今日のごとく立派に組合の基礎を築き上げたのであつた、而して、かゝる組合の發展に與つて力のあつたのは、常に亂れざる組合の結束力と殊に理事者の自己犠牲的な熱意努力及びその組合經營にたいする大きな抱負とであつた。その運営上巧みに家内工業の特長を發揮し、誠心もつてその經營に當つてゐる點は實に感服の外ない。共同作業場の經營にしても、他組合においては往々計畫のみ尨大に過ぎ經營が之に伴はず、空しく遊休設備と化してゐる事例が多いのに反し、本組合においては、事業の特質と組合員の生産能力に應じ適當な規模のものを建設し、合理的にこれを運営してゐる點、好個の模範といふに足りよう。試みに筆者は「共同作業場へ何故組合員を集中して企業合同しないのか」との問を發したる處、「共同作業場へ業者を集中すれば却つて生産能力の低下を來す怖れがある、といふのは吾々業者は家内工業者で家族労働力まで全て動員して作業をしてゐるが、共同作業場へ集中するとなるとさういふわけには行かなくなる」と實情を詳細に語られた。筆者は、かつて共同作業場の現状について論じたる際、我國の中小工業の特質から、輕工業においては正に右のごとき作業場の經營を妥當なものと斷定したことがあるが、同理事者の右の言葉を大いに感懐を以てきいたのである。

七

事變以來、工業組合の數も驚異的に増加し、幾多軍需に轉換した組合も多いのであるが、今日その經營に見るべき成果を収めたのは誠に寥寥たる現状である。その内にあつて、本組合のごときは正に他組合の範たるに足るべく、今後の發展は期して俟つべきのありと考へられるのである。

唯今後事業の發展とともに、組合の前途にも種々の新たな問題を生ずべく、理事者としては絶えず合理的な組合經營の方法を忘れざるとともに、組合員一同の結束を固く維持し、益々組合制度の特色を發揮するやう意を用ふべきであらう。往々にして、事業の發展と共に組合員の結束次第に弛緩し、つひにはその間分裂對立を生じて折角の事業を失敗に歸せしめた事例を見るのであるが、本組合においてはかゝる前者の轍を踏まず、いつまでも設立當初の苦難を忘れず、益々結束を鞏固にして事業の發展を圖られむことを切に望んで已まない。

(昭和十六年六月調)

烏山和紙工業組合

手漉和紙

明り障子、傘、提灯、かうした日本趣味豊かないろいろのものに和紙が用ひられる。半紙にしる、封筒にしる、はては塵紙の末に至るまで、和紙は一種の雅味を漂はせてゐる。「日本紙の驚異」といふ文化映畫を観たものは、和紙の優雅な趣味性と、その製造工程の古風さに、日本的なるものを満喫したに相違ない。

けれども和紙をさうした趣味の目でみてゐたのでは工業組合とのつながりは生れて來ない。和紙の本領は手漉にあるが、手漉は従來主として農閑期に於ける農家の副業として行はれてゐた。和紙を作るものは風流の世捨人でもなければ、氣骨ある藝術家でもない。敏だ、このある不器用な手をした唯の百姓であり、赤切れだらけの百姓娘である。かうした唯の百姓たちが、趣味といふ不思議な存在と原料の大量的集荷の困難さとに助けられて、機械と體當りをしつゝといふのが、營業としてみた和紙手漉業の眞實の姿なのである。

手漉和紙は實に一千有餘年來の産業であつて、明治初年頃まで専ら農村の副業として發達したが、明治以後に於て專業的家内工業より一歩進んで小規模乍ら工場組織の專業製紙家も出るに至つた。然るに明治四五年頃から我國に洋紙の輸入があり、次で洋紙の製造工場が出來、更に機械は和紙の製造工程にまで浸入し、機械漉和紙は洋紙と相俟つて従來の手漉和紙の領域を次第に蠶食して行つた。かうした情勢の下では恰も手織木綿のやうに手漉和紙も亡び去つて了ふだらうとは唯しも考へたことであつたが、事實はこれに反して手漉和紙は一向に亡びないどころか、僅かながらその生産額は増加してゐる。

殊に最近洋紙や機械漉和紙が原料不足によつて増産を阻まれてゐるため、手漉和紙界は相當活氣を呈してゐる。昨年度に於ける日本全體の手漉和紙産額は八百二十萬貫、七千三百三十萬圓、これに對して機械漉和紙は四千七百四十

萬貫、一億五千四百八十萬圓である。

烏 山 和 紙

栃木縣烏山は郡珂川に臨んだ町である。其處を中心としてその隣接地である境村と向田村では昔から手漉の和紙を産してゐる。原料は主として楮である。今から七百五十年の昔、建保年間に向田村の那須十郎といふ人が越前から紙漉職人を頼んで來たのがその始まりと云はれてゐる。

爾來農家が農閑期に手漉し、烏山和紙と稱して賣出し、舊幕時代からその名を知られた有名品であつたが、近年機械漉の發達に伴ひ相當の壓迫を受けたのみならず、他に副業として煙草栽培が盛んになつた等もあつて、次第に衰へ、明治の末期約五百名を數へた手漉業者も現在では僅か百三十名足らずに減少してゐる。

もつとも、ドン底は昭和四、五、六年頃の世界恐慌當時で、その後十年前後から一般的な和紙勃興につれてまた芽を吹いて來た。殊に事變以後の生産額の増加はかなり目覺ましいものがあり、昭和十二年の三萬八千貫、二十二萬圓から逐年増大して、十五年には六萬七千貫、七十七萬圓に及んでゐる。

種類から云ふと、西ノ内紙最も多く、障子紙、西延、半紙、細川紙、稻村、棧留、傘紙、西五把などがあるが、最近では軍用紙の受註が多く、本年度に於ては西ノ内、障子紙等の生産額を凌ぐのではないかと思はれる。

業 者 及 び 規 模

現在手漉業者百二十四名、專業工場は昨年四月迄は永興舎製紙部唯一つであつたが、昨年四月、當時純然たる和紙の集荷問屋であつた福田商店が製紙部を建設、本年四月には産組栃木縣聯が農村工業烏山製紙所を建設し、永興舎と共に何れも漉槽十槽を有し、四十數名を雇傭して稼行してゐる。その他槽一、二槽を有し、年産五千圓以上に達し、稍專業に近き者十一名、他はすべて農閑期を利用しての農家の副業である。

同 業 組 合 か ら 工 業 組 合 へ

一體手漉和紙そのものが洋紙や機械漉和紙に相當壓迫されてゐた上に、烏山近在は煙草栽培の適地で、農家の關心がその方面へ向けられた等のこともあつて、斯業の研究を怠つたため、他地方の手漉和紙に比して著しく立遅れの情況にあつた。殊に近年は材料の入手困難となるに至り、頗る苦境に陥つた結果、之が打開策として當組合の設立を見たのであつた。

従來當地方には栃木茨城製紙改良同業組合があつて、栃木、茨城兩縣下の一町七ヶ村の業者を統轄し來つたのであるから、工業組合の設立は容易な筈であつたが、業者が二縣に跨つてゐる關係と、問屋側の一部からの反對があつたため、設立運動は遅々として進まなかつた。従來より當地方の製造業者は多かれ少なかれ問屋（四軒）に隸屬し、各種原料等を支給されたり、資金の前貸を受けたりしてゐて、その製品は一手に問屋の賣る所となつてゐる關係上問屋の力は絶大で、手漉業者もかゝる關係（當地方では之を槽前關係と云つてゐる）の斷絶を恐れ、組合設立に對して積極的に賛同しかねてゐた有様であつた。しかるに昭和十三年暮マニラ麻の人手困難に陥るに至つて、漸く組合設立の

機運が熱したので、茨城縣側は之を除外し、栃木縣側の鳥山町及び向田、境、中川、須藤の四ヶ村の業者並に問屋を以て本組合を結成し、昭和十四年五月設立認可を受けた。

役員 三身一體

組合員の殆どすべてが、手漉を農閑期の副業としてゐるに過ぎないので、組合事業に對してのみならず、手漉の仕事そのものに對しても一般に積極的熱意に缺けてゐる、役員が引ずつて行かなくては動かうとしない。役員も仲々骨が折れる。十二名の役員のうち、力もあり、組合事業に對して熱意をもつてゐるものは次にのべる三人である。

理事長杉田邦次氏は大橋商會の代表社員である。大橋商會は當地方の最も有力な問屋で、當地方の製品の半ばは同商會の取扱ふ所であり、手漉業者の半數は同商會と槽前關係にある。問屋として本来ならば組合設立を喜ばない立場にあるべき人であるのに、かへつて組合設立の主唱者で、設立以來理事長の職にあり、組合に對して自己の大橋商會の店舗を明渡し、從來の營業地盤を舉げて組合に移譲する等、組合の經營に頗る熱意を示してゐる。元來同氏は單なる一間屋の代表者ではなく、縣會副議長、町長等の公職にある外、各種會社の重役を兼ね、當地最有力者の一人であり、組合事業に對しては右の如き絶大なる熱意を示してゐることであるから、當地方最大の物産たる手漉和紙の工業組合理事長として、貫録、手腕、熱意先づ申し分がない。

専務理事森清氏は永興舎創立（大正十三年）以來の代表社員である。永興舎は昨年四月福田商店製紙所の開設されるまでは、當地方唯一の專業製紙家であつて、メーカーとして孤軍奮闘、鳥山和紙の名と實とを今日に維持した功績は少なからぬものがある。創立以來幾分でも景氣の出たのは二三年しかなかつたといふ手漉和紙の、當地方唯一の專業工場たる永興舎を、十七年の間守り樹てて來た森氏は、努力と堅實そのもののやうな人、製造家の代表として専務理事たるは、最もはまり役である。性格から云つても理事長杉田氏と長短相補つて名コンビと評せられてゐる。理事筆頭福田長太郎氏は紙問屋福田商店の店主、和紙の集荷販賣以外に有力な商内を有してゐないこととて、商權を失ふをおそれ、當初は内心組合に共鳴してゐない趣であつたが、時流の抗すべからざるを逸早く覺り、昨年四月福田製紙所を建設、漉槽十槽を具へて自ら製造に乗り出し、現在では組合事業の最も有力な賛同者の一人となつてゐる。

組合の事業

設立の當初業者達は組合に對して頗る冷淡であり、未加入の者も相當多かつたが、苛性ソーダ、酒粉、ソーダ灰等の諸藥品に對する配給統制が實施され、本年に至つては更に主原料たる楮皮及び黃蜀葵の配給統制が實施されて、業者は組合に加入しなければ斯業を繼續すること不可能となり、現在では有資格者全員加入するに至つた。

組合の現在實施してゐる事業は各種原材料の入手、配給、製品の検査、共同販賣及び共同作業場の經營である。原材料の入手配給について云へば、現在和紙原材料の殆どすべてが配給統制品である關係上、組合の取扱品目は、楮、黃蜀葵、バルブ、紙屑、ソーダ灰、酒粉、苛性ソーダ等頗る多種に亘つてゐる。

統制検査については從來同業組合で検査員二名を置いてなしたものであるが、殆ど有名無實であつたに鑑み、

昨年、組合事務所に抗張力試験器、紙厚測定器各一臺を設置し、検査を強化する一方、本年度からは、製品規格の統一、生産割當に積極的に乗り出してゐる。

製品の販賣を組合に於て實行する件に關しては、組合設立當初よりの難問題であり、問屋側の反對も強力で、一の妥協案に達せざるを得なかつた。それによると、生漉紙のみはその全生産を組合が一手に販賣し、その他の漉紙は從來の間屋の取扱へる分を依然そのまゝ存続させ、組合は唯、理事長杉田氏の經營せる大橋商會の取扱分のみを引きつぐこととなつた。但しこの状態は昨年一年で終結し本年度に入つてからは、和紙配給機構整備要綱に基づいて、從來の集荷問屋の商權を全面的に認め、組合は一應製品を一元的に組合へ集荷し、検査をなし、二分の手數料を徴收して四軒の地方集荷問屋へ流すこととなつてゐる。但し軍官需品のみは組合が直接納入を行つてゐる。

共同作業場の經營

一昨年組合が軍用紙の大量注文を受けた際、各業者の設備不揃であつたため、能率も上らず、規格も不統一で相當困難を感じ、共同作業場設置の必要を痛感したのであつたが、昨年軍需轉換による商工省の補助金八千八百圓を得、これに商工組合中央金庫よりの借入金一萬圓、不足を組合の自己資金より出して、二萬圓を以て境村、向田村、中川村の三ヶ所に共同作業場を設置した。各々漉槽十槽づゝを備へ、昨年十月から操業してゐる。組合員は配給を受けた原料楮を自家で水に浸け、皮をはぎ、組合の共同作業場へもつて来て叩解機で叩き、原料を配合し、之を漉く。これを壓搾機にかけて水をしぼり、自家へ持ち歸つて板に張り天日で乾かす。共同作業場はすべて副業者の利用するところである。

ろである。

作業場には組合員中より選べる責任者各一名を置き、一ヶ所二名宛の男工を專屬せしめて機械の操作に當らしめ、組合員は之を自由に利用し、組合はその利用料を以て作業場の諸經費を賄つてゐる。

組合自身が本作業場に於て製造を行はんとするものではないが、組合員が之を利用することによつて製品の規格は統一し、能率も亦増進するので、一時に規格の一定した大口注文のある場合も、之を直ちに消化し得、組合員を利すること多大である。

組合の今後

組合設立當初よりの各種の困難な問題、即ち組合員の統制に關する問題、問屋との問題、共同作業場の問題等、現在すべて解決済みであり、組合運営については近き將來に困難な問題は先づ發生しないやうである。問題はむしろ手漉和紙そのものの今後の生存力如何といふことになる。このことについては門外漢たる我々の全く豫斷し得ないところである。

(昭和十六年八月調)

横濱ユニバーサル自動車工業小組合

は し が き

最近、中小工業の整理統合に伴ひ、所謂企業合同の問題が各方面において眞剣に論議されつゝある。或ひは合同の形態として小組合に依るべきか有限會社に依るべきかといふ問題があり、或ひは合同にあつての現物出資の評価の問題がある。これらの技術的な問題も、もとより早急の解決を迫られてゐるのではあるが、しかし今日、合同にあつて最も問題となるべきは、いかにして従来の各業者の根強い個人的企業觀を打ち破り新たに合同體を本位とする團體的企業觀を打ち樹て、合同後の事業を運営して行くか、といふ點にありと考へられる。

すでに幾つか合同の實現をみた例に徴してみても、合同後業者間に依然個人性をすてきれず種々の對立を生じ、ひいては事業の運営も滞滯勝ちとなり折角の企業合同をして失敗に歸せしめた例も少くない。約言するならば、企業合同の成否は、一に業者が従來の個人主義的企業觀をすて、合同體本位の新たな企業觀を有つかどうかにかゝつてをり、かゝる困難を克服して新しい事業經營に乗り出した小組合なり有限會社なりは、すでに今後の事業に半ば成功し

たるものといひ得ないであらうか。

かゝる企業合同の好個の事例として、左に横濱ユニバーサル工業小組合を紹介することにしたいが、本小組合は現在組合員四名といふ文字通りの小組合でありながら、殆ど完全に企業合同を完了し、現在従業員四十五名を擁して貨物自動車ボディの製作に従事し、すでに月産百臺を越ゆるの生産能率を發揮してゐるのである。今後の經營について二、三考慮すべき點はあり乍らも、本小組合のごときは企業合同の典型的な事例として他の範とするに足る、といふことができよう。

企業合同まで

横濱市内における自動車修繕業者の数は六十名に及び、事變後貨物自動車運輸業の急速な發展ととも、益々その營業は繁忙を極めるにいたつたが、何分にもこれら業者の大部分は零細な小業者であつて各處に散在し、一方事變以來修繕材料たる鐵鋼、輸入木材、ズツク、レザー及び塗料などの入手は極度に困難となり、これがため需要の旺盛なるにも拘らず、事業の困難を來すもの續出し、前途かなり暗澹たるものがあつた。

かゝる業界の現状にあたり、従來市内にあつて修繕業を営んでゐた淺沼、荒谷、柴田、河野など六名の業者は奇々協議をし、當時新しく出來た工業小組合の制度を利用して今後の事業を打開すべく決意してゐたところ、偶々知り合つた横濱板金工組の杉元書記長を迎へこゝに急速に設立の手續が進捗して小組合の誕生をみたのであつた。

而して、設立にあつては、従來のごとく組合員が個々獨立に分散して各自の零細工場で操業をなすのは早晚行詰

りを來すべきことを考へ、幸ひ各業者が各々木工、板金、鍛冶、幌内張、塗裝吹付等の異つた部門に従事してゐた關係上、これら業者の手持設備を持ち寄り一貫作業をなすことを思ひたち、こゝに劃期的な企業合同を試みることにしたのである。而して、この合同にあつては、從來の業者は各自の營業に關する一切（取引先、設備、流動資金、在庫原材料）を小組合に出資し、自らは使用職工とともに共同工場に入り、そこで職工長として作業に従事することゝしたのであるが、この間意見の相違を來して設立當初つひに二名の脱退をみるにいたつたのである。しかし、殘る四名の決意は依然として固く、つひに各自の營業を廢して新たに市内磯子區の方面に工場建物を買収し、昨十五年七月こゝに合同を完了、作業開始の運びをみるにいたつたのである。

合同後の經營

本小組合の資本金は四萬九千圓、内一萬二千三百五十圓が拂込済であり、さらにその過半は現物出資をもつて充てられてゐる。

合同後は人の和を得て、主として中古自動車の修繕業を開始し、傍ら小規模乍らトラック、バス等のボデー製作をもち、合同による作業能率増進の結果、その成績も次第に上り、民間自動車會社の他海軍方面からの需要にも接する様になつたのである。

しかし乍ら、修繕を主とする經營では依然原材料の入手難は緩和されず、しかも修繕のためには相當の熟練工を必要とするにも拘らず、重點主義強化の結果その獲得は次第に困難となり、今後事業の發展を策するには、當初の計畫

通り、事業の轉換を圖り新車の製作加工に乗り出すの他なしとの決意を新たにするに至つたのである。しかし新車の製作には、從來組合員の持寄れるがごとき貧弱なる設備・技術では到底間に合はず、修理の場合と異つて、嚴重なる規格が要求され、且或程度大量製作をなすのでなければ生産費が嵩み採算がとれぬこととなるので、こゝに共同工場の建設による生産力の増大といふことが第二段の計畫となつたのである。

これがため、本小組合においては、先づ貨物自動車ボデーの大量製作を目ざして共同工場の建設を計畫し、之が建設費調達のため、一方國庫補助金の下附を申請するとともに、他方中央金庫に「轉換資金」の申込をなし、本年四月その交附及び融通の決定をみるや、勇躍その建設に着手したのであつた。

共同工場の概要

而して、この共同工場は最近にいたり漸く完成をみるにいたつたが、その設備の概要を示せば左の如くである。

- 一、建物 作業場 一三二坪
- 一、機械設備（ボール盤、面取機械、新型柄取機械、自動送鉋機械、帶鋸機械、新型角鑿機械、切斷機等各一臺）

これが建設費としては約三萬四千圓を要したのであるが、これが資金調達は左のごとくして行つたのである。

國庫補助金 二〇、一七〇
借入金（轉換資金） 一三、〇〇〇

横濱ユニバーサル自動車工業小組合

かくの如くにして優秀なる設備を有する工場が完成すると同時に本小組合は直ちに第一回の受註として神奈川車體工場（資本金二十萬圓）より軍需向トラック運轉臺百臺の發註に接したのである。

筆者が本小組合を訪れたときは、あたかもこの第一回の受註車の製作中であつたが、その作業行程は、業者の從來の経験を活かして可成り専門的に分業化され、先づ木工機械部において機械作業によりボデーの骨組みとなるべき木工部分品が一定規格の下にどしどし生産されると、直ちに之が木工組立部に送られて十臺乃至二十臺づゝ組立てられ、次に板金部に於て外側を張り塗裝部において塗裝されると、最後に幌内張部において内部のズツク、レザー等が張られる、といふ風に分業による完全な一貫作業がなされてゐるのである。

現在、職工数は業者が個人企業當時から養成した者を含めて四十五、六名に達するさうであるが、分業による工程の單純化と、もにその操業は未経験な小年工をもつて十分に足り、すでに現在ボデーの月産百臺を超へるの能率を發揮してゐるのである。（この他、尙その生産の餘力を利用して現在國民車百臺の生産にも従事してゐる。）しかも、今後さらに工程を分業化してパーツ作業にまで進めば、現在の設備・勞力をもつて月に月産二百五十臺の生産能率を發揮し得る由にて、目下これが具體化を急ぎつゝあるとのことである。

下 請 關 係 の 問 題

かくのごとく、本小組合は、從來中小工業者の根本的缺陷とされた生産設備、技術の劣弱性を見事に克服し、今後の重點主義的生産體制に即應すべき生産設備を完成したのであるが、こゝに一つ考へらるべき問題が存してゐるのである。それは、すでに本誌上においてもふれたところであるが、我國中小工業における下請關係の不合理といふことである。とくにそれは、下請單價の點においてはつきりと現はれてゐるのであるが、本小組合についても筆者はこの點についての感を新たにせざるをえなかつた。すなはち、本小組合は前述のごとく神奈川車體工場より受註してゐるのであるが、同工場は更にトヨタ及び帝國自動車工業會社の下請工場になつてゐるので、本小組合へは再下請されてゐることになり、従つて一臺當り下請單價も市場價格に比してかなり低く（數字を明示することは差控へる）原價計算をしてみても本小組合のマージンは不當に低いのである。この點については、今後分業作業を推進するなり、生産過程の合理化を圖るなりして、一層生産費の低減を圖りマージンを高めるといふことも必要であるが、根本的には、下請關係の合理化といふことがぜひとも要請されねばならぬのである。これがためには、政府及び縣當局の下請工業の整備政策が急速に押進められることが何よりも重要であるが、さし當りの解決としては、直接大工場の發註を受くる様努力してその指定下請工場となることが望ましいのである。本小組合のごとく、かなり精度の高い規格品を生産し得る設備・技術を有する工場にあつては、そのことはあながち不可能ではないと思はれる。

む す び

以上、大體本小組合の事業のあらましを紹介したのであるが、設立後日尙淺きにも不拘、その事業の前途には大きな將來性が期待されるのである。而して、組合の共同作業場なるものが、他においては多く失敗の例をみてゐるに反

し、本小組合においてはまさに輝かしき成果を収め高度の能率を發揮してゐる點も興味深きものがある。これは要するに、本組合がその設立にあたり、いち早く企業合同を斷行し、協力同心よく一體となつて事業に邁進した點にある。目下、本小組合は淺沼理事長の濃厚なる人格に配するに杉元事務の事務手腕を以てし、他の組合員もその下に好個のまとまりを見せ、人の和を得たること他にその例がない。あらためて再言するまでもなく、企業合同の典型的な好事例としてあへて本小組合を紹介する次第である。

(昭和十六年十月調)

八王子内地織物工業組合

は し が き

明治維新に於ける我國の社會情勢の急激な變革が、日本固有の産業に與へた影響は大きかつた。舊來のものが悉く否定されてゆく混亂の中で、來るべき新しい時代に則した方向を立てて進んでゆく事の難しさは、あながち今日のこの非常時局下にある人々にのみ限られた悩みではなかつた。

我國固有の織物の美を誇る各地絹織物機業者に對して、この悩みを解決する指標を與へたものは、京都河原町二條

の一角に、リヨン機業の優秀な技術的諸前提を再現した織工場、後の織殿であつた。織殿こそは我國機業の太宗西陣に、否、全國の機業地に、ジャカードやバツタン等の新式織機を普及させる事によつて、維新後機業の原生的産業革命を成功させた最大の貢獻者だつた。混亂から秩序へ、各機業地は競つて新式織機を採用して機業の手工性を揚棄し、低廉なる農村の餘剩労働力(女工)を使用して生産の合理化を計つた。

然し乍ら、その後、かくの如き目覺ましい發展には一つの限られた傾向が顯著となつた。

例へば西陣で云へば、今迄は西機^{ニシバキ}と云つて、縮緬や綿布を製織し、美術工藝品的な織物の美を誇る高機西陣^{タカバキ}から區別されてゐた部門がその後目覺ましい發展をとげたのに對し、高機西陣はその後もさしたる發展を見せなかつたのである。

西陣に於て何が故に高機が發展しなかつたか。

勿論高機製品と雖も、維新後の商業、交通の發展、國民所得の増加等によつて國內市場は著しく擴大されたのであつた。然し乍ら高機製品が如何に國內に普及しても、一單位製製品の需要は依然として少であり、大量生産による生産の合理化が不可能であつたのである。

そしてこの生産構造の發展に於ける跋行性は西陣のみに限らず、各機業地に於ても同様であつた。従て前資本主義的關係たる商業資本的關係の殘存程度は、いづれの機業地に於ても甚しい相違を示した。即ち夫々の機業地では、産業資本を確立して、商業資本の從屬を脱した部分と、前資本主義的關係をそのまゝ殘存して、全く商業資本の隸屬下にある部分とが混在した。

明治三十年代から、各機業地に結成された同業組合は、かくの如く早くより産業資本家としての地位を確保した有力機業家と、弱小機業家に對して、依然として壓倒的な優位を保つ商業資本家の利益の妥協形態として發展してゆつた。

そして生産物の性質に根本的な變化がない以上、かゝる状態に決定的な變化はなかつた。昭和六年に工業組合法が全國に施行されたのにも拘らず、各機業地には長い間、主として同業組合のみが存在し、工業組合の出現は部分的であつた。各機業地に全面的に工業組合が出現したのは、戰時統制經濟が確立された昭和十三年頃、當局の助力によつてであつた。従て機業地の工業組合は、前資本主義的殘滓を多分に持つたものの上にまたがりながら、高度國防國家の建設に助力すると云ふ時局下に於ける工業組合の使命を遂行しなければならなかつた。そして機業合同は斯くの如き前資本主義的殘滓を揚棄して、機業全體を完全なる統制下に置く爲に不可欠の條件であつた。

茲に八王子内地織物工業組合に例をとつて同組合の幹部が、前資本主義的殘滓——商人と弱小機業家の商業資本的關係——を清算する爲に如何なる努力をはらつたか、又商工中金より事業資金の貸出を受けた事が如何なる意義を持つかを述べてみたい。

八王子機業の生産構造

八王子機業に就ては、現在八王子内地織物工業組合と、八王子輸出織物工業組合の二織物工業組合が存在するが、後者が大巾の輸向織物の業者のみ（八六名）を以て、組織されてゐるのに對し、前者は同機業地の小巾織物業者の

ほとんど全部（八二七名）を組合員としてゐる。

今この組合管轄の下に於ける八王子機業の生産構造を明にしよう。

(1)

「莫大小工場と腫物は大きくなると潰れる」と云ふ比喩がある。

莫大小織物の如く直接大衆需要の上に立つ製品に於てすらこの状態であるから、趣味嗜好が加味される絹織物業の生産規模が小規模である事は當然である。

しかし又絹織物業に於ても、各部門に於て、その規模に甚しい相違がある。例へば同じ先染機業に於ても、桐生や足利の諸機業地に於ては、織機十臺から十五臺位を設備するものが多數であるのに對し、西陣の帯地部に於ては僅か一、二臺の織機が設備されてゐるものが壓倒的に多い。

しかもこの織機の性能には様々の相違がある。小宮山琢二氏の言をかりれば、一樣に力織機一臺と統計に現はれてゐても、多くの場合その間には精銳な機關銃と舊式な小銃位の違ひがあるのである。

かくの如く、同じ小規模とか零細と云ふ言葉の中に、質的、量的な差違がある事は注意せねばならぬ所であるが、先づ八王子機業をその設備機臺數の階段的統計によつてみると次の如くである。

〔第一表〕 八王子機業設備別機臺數

八王子内地織物工業組合

昭和十六年四月現在
八王子内地織物工業組合調

機 臺 數 別	組合員數	百 分 比
一 〇 臺 以 下	五二九	(六四・〇〇)
二 〇 臺 以 下	二一八	(二六・〇四)
三 〇 臺 以 下	四〇	(〇・五三)
五 〇 臺 以 下	二〇	(〇・二四)
一 〇 〇 臺 以 下	一三	(〇・一六)
一 〇 一 臺 以 上	三	(〇・〇三)
計	八二七	(一〇〇・〇〇)

以上の内、十臺以下として含まれるものの内五臺以下の零細業者はその約六分の一と見られるから、全體の約半數が五臺から十臺位の織機を所有する業者と見る事が出来る。之は小規模ではあるが、過小規模又は零細と稱すべきものではない。

今生産規模の問題を技術、労働、經營の三つの側から一般的に検討してみよう。

(II)

先づ技術の側から見ると

力織機に於ては、從來の手機に於て、別個の作業として、手工的に實施された送込、開口、投籽、箴打、卷込の五作業が、一つの自動化された機構に統一せられる。この場合、この機構の部分的な道具として再現されてゐる各構成

部分は、手機に於て労働者が手工的に使用したものであり、これ等が結合されて一つの機構化したものに過ぎない。しかし、この手機の場合とは根本的な差異を生じ、總行程はそれ自體として客観化され、労働者から獨立する。労働者はこの相連結した機械作業に適合せねばならない。茲に労働の生産力は労働者の主観的諸條件から獨立して擴大することとなる。

然し乍ら、力織機を工場に多數設置した場合と、家内工業に少數設置した場合とでは大きな差違が現れる。

同一場所に外數の織機が設置されれば、その間に單純な協業が成立し、全體が一自動機となつて作用し、力織機は次第に高度の性能のものと取換へられる。例へば一従業員にして四、五臺時によると二十臺を運轉し得るルーチ製絹力織機或はこれを模倣した我國最高級の壽製力織機の如き。しかも從來は手工的技術を主としてゐた準備及び仕上等の諸行程の中には次第にこの機構の中に取り入れられるものを生づる。糸染の如き最も最後までとり残される行程であるが、八王子機業の有力工場では、同機業地の傳統たる先染を放棄して、後染へ轉換し、補助行程の簡位化を計つてゐる位である。

然し力織機が家内工業に於て少數設置された場合は、製織行程のみは客観化され、その從來の手工的技術は清算されるが、それはあくまで部分的たるに止り、生産全體の手工性を揚棄した機械化生産へは發展しないのである。

註 桐生機業に於て最初使用された津田式力織機によれば、その生産高は當時手機の一日五丈に對し六丈に過ぎなかつた。

かくて技術の側から見ると、手工性の多い製品程その生産規模は小となるのである。

次に労働の側から見ると、規模大なる工場に於ては前述の如くその製品の手工的性質が揚棄されて、労働の生産力は労働者の主観的諸条件から獨立するから、職人的男子の製織行程に於ける手工的技術は次第に不必要となり、むしろ女工の熟練、例へば緯糸の取替並びにその補給、経糸の切斷に對する注意をより重要なものとした。かくて低廉労働力獲得の對象は、職人的男子及びその家族の半端な労働力によつて構成される家内工業的労働力から、農村の餘剰労働力たる女工利用へ轉換する事となり、この事は能率増進上或は女工收容上に於ける利便(例へば寄宿舎を設ける事等)から、逆に手工性少き製品の生産規模を大ならしめる。

最後に経営の側から見ると、手工性多き製品は、その生産費の關係上、高級製品となり、從て景氣變動に於ける需要の變動價格の變動多く、經營者は、その生産規模を大にして、固定資本部分を増大させる事をおそれる。特に先染織物に於ては、製織行程以前から色彩、柄を決定せねばならず、製織後流行の變化によつて價格の暴落をきたす場合がある。之又手工性多き製品の生産部門特に先染機業に大規模工場が出現しない原因となる。かくて手工的性質の多い製品を生産すると云ふ事と、小規模生産と云ふ事は、互ひに規定し、規定される關係にあるが、更に又小規模生産者は次の理由によつて商業資本の支配を受ける結果となる。

第一にその製品の手工的性質大なるが故に、その蒐集及び分配過程に於て、商人の配給機能に負ふ所大となる。
 第二に生産規模小なるが故に、その利潤も少であり、從て金融上の獨立も計り難く、商人にたよる所大である。
 かくて、機業地に於ては、製品の手工的性質より多き部門に、常に商人に支配される一群の機業家が存在する。

(III)

以上に於て、製品の手工的性質との關係に於て、機業の技術的最適規模、低位労働力獲得上に於ける最適規模、經營上に於ける最適規模を明にしたが、八王子機業に於けるそれらのものを具體的に明確にする爲に、西陣機業と比較してみよう。

先づ技術について見ると、同組合に於ける織機は次の如くである。

〔第二表〕 織機種別

手	織機	七三一臺	(七・二)
大巾力	織機	三四〇臺	(三・三)
小巾力	織機	九、一三七臺	(八九・五)
合	計	一〇、二〇八臺	(一〇〇・〇)

(昭和十六年四月現在)

即ち力織機は全織機の約九十三%で、之を西陣帯地部の三三%に比するとはるかに優れてをり、西陣着尺部の九六%とほぼ同等である。かくの如く力織機が普及したことは、歐洲大戦後の製品需要の膨脹、機業家の資本蓄積によるが、又反面それが電動力であつたが故に家内工業に容易に装置されたのである。從てマニユファクチュアに力織機が採用された場合と異り、將來工場全體が一大自動機となる如き素地は何等用意されてゐなかつた。これは西陣着尺部

が力織機化されてもその生産規模が發展しなかつたと同様である。西陣着尺部に於ても全體を機械化した工場の生産品は、エキストラ御召、或は縮緬類であるが、八王子機業に於ては、銘仙類であり、之等の手工性は僅に仕上行程に於て付せられてゐるに過ぎない。他の多くの手工性を持った製品はいづれも小規模工場に於て生産される。然もそれらの小規模工場に於て設備される力織機は、兩機業地共に従業員一人で約二臺を運轉し得るものに過ぎない。

註 八王子機業に於て主として使用される織機は高橋式、伊藤式、市川式等が多い。之らはいづれも津田式類似のものである。

次に労働力について見るに、八王子機業に於ける男女別従業員は次の如くである。

〔第三表〕 従業員 男女別

男	工	七八一名
女	工	四、四八六名
合	計	五、二六七名

(昭和十六年四月現在)

今之を指數によつて、製品の手工性の多き西陣と比較してみると次の如くである。

〔第四表〕 西陣、八王子男女労働力構成指數

男	西陣	八王子
女	六〇	一五
	四〇	八五

最後に經營について兩機業地を比較するに、兩機業地共に近代的資本關係の權化としての機械制大規模工場が、商業資本の支配を脱してゐる事は當然であるが、兩機業地最大の買繼商(西陣では仲買と稱す)が共に、産業資本へ轉化し、商人の生産者化を實現したことは興味のある事である。即ち西陣着尺部最大の御召工場及び縮緬工場は、歐洲大戰中の好況によつて巨大の商業利潤を蓄積した仲買の資本によつて經營されてゐるが、八王子機業の代表的工場二、三及び染色、仕上行程をなす大規模工場も、同機業地最大の買繼商によつて經營されてゐる。

之等の商人の試みはいづれも、蓄積した資本を有利な事業へ投資せんとした結果であるが、又同時に、生産の機械化によつて、一部有力機業家が次第に産業資本家としての地位を確立するに及び、従來の如く買占資本としてのみ機能するの不利をさつた爲であつた。機械化による大量生産によつて、手工性を喪失した製品にあつては、商人の配給機能は甚しく重要性を増すのである。

然し乍ら有力機業家や、商人の經營工場の生産數量は著しく大であるにも不拘、その數は弱小工場に比して比較にならぬ位少數である。兩機業地共多數の弱小機業家が存在し、之等は當然商人の支配下にある。その意味に於て兩機業地は問屋制工業が支配的であると云へるが、兩地の問屋制工業は、その發展段階を異にしてゐる。即ち西陣機業に於ける問屋制工業の意義は、單なる商業資本的關係から發展した、資本主義的組織としての問屋制工業を指すのに對し、八王子機業に於ては單なる商業資本的關係が廣汎に残存してゐる事を指すに過ぎない。

試みに兩機業地の賃機數を比較すると次の如くである。

〔第五表〕 賃機分佈

八王子内地織物工組		西陣織物工組	
組合員数	八二七 (七六・二)	一、八〇八 (二三・〇)	
買機戸数	二五八戸 (二三・八)	六、〇五九戸 (七七・〇)	
合計	一、〇八五 (一〇〇・〇)	七、八六七 (二〇〇・〇)	

(昭和十六年四月現在)

一體八王子機業と西陣機業との賃機の割合の著しい相違は何によるのであらうか。先づ西陣に於ては何故に賃機が多いかを明にしよう。

西陣に於ける生産者は、西陣織物が手工藝的なるが故に、労働力を家内工業にもとめ、且之によつて固定設備の増大を防止せんとした。一方明治中期以降度々深刻に西陣をおそふ恐慌は、西陣の群小機業家の獨立を喪失せしめ、多数の賃機業者層が発生した。賃機制度はこれらの、製品の手工性と云ふ事に規定される所の諸原因によつて著しく進行し、大正の初期に於ては機業従業戸数の八割は賃機戸数が占むるに至つた。そして賃機業者を支配するものは、有力機業家であり、彼等は織元として、賃銀制によつて賃機業者を賃労働者化した。かくて従來商人と機業家の買取制の間に存在する商業資本的支配關係(註)は次第に減少し、織元と賃機業者との間の賃銀制による産業資本的關係が支配的となつた。

註 西陣には伏機制度なるものがあり、仲買商は機業家と補品買上げに關する特種契約を結ぶが、この制度は仲買が機業家の獨立性を喪失せしめ、之を商業資本的に支配する結果をもたらす。

然るに八王子機業に於ては、西陣に比すればその製品の手工性は少く、従て生産技術の合理化も進んでゐて、弱小機業家と雖も多くは五臺六臺の力織機を設備してゐるので、西陣の如き階級分化は進行しなかつた。

然し乍ら八王子機業に於ては、弱小機業家に對する買繼商の商業資本的支配關係は尙強く殘存してゐるのである。現在比較的に有力な機業家と雖も、歐洲大戰後の恐慌に於ては生糸商人や、買繼商に「迷惑をかける」者が續出した有様であつた。いはんや群小機業家は、原料仕入に於ては資力なきが故に原料市場から遮斷され、水分や油分多き粗悪品を高價に賣付けられ、製品販賣に於ては、古くより精買仲間の傳統を持つ買繼商によつて販賣市場から遮斷され、各季節向の製織品を販賣時機に先んじて賣急ぎ、値崩の因を作つて獨り買繼商に利を占められた。そして弱小機業家が商人に對抗する手段は同盟休業等であつたがこの手段はいつれの場合も失敗に歸した。

要するに、西陣機業に於ては、前資本主義的關係たる商業資本的關係が、伏機等の形式によつて根強く殘存する一方、機業家が賃機を支配すると云ふ形式が次第に廣汎となつてきた。そしてこの場合、支配するものと支配されるものとの關係は産業資本的關係であるから、之は資本主義的組織としての問屋制工業と名づけられるべきものであり、従來の意味に於ける問屋制工業とは區別されねばならない。然るに八王子機業に於ては機業家の實力が一様に西陣の業者よりも上位にある爲に、かくの如き新しい意味の問屋制工業は支配的なものとならず、只従來の意味の問屋制工業が根強く殘存してゐるに過ぎない。ひとしく機業家とよばれても、西陣に於てはそれは、獨立機業家、仲買に從屬する機業家、更に又賃機業者を從屬せしめてゐる商業資本家と産業資本家の中間的性質を持つた機業家等があるのに對し、八王子に於ては、獨立機業家と、商業資本に從屬する機業家の二種類があるに過ぎない。そして歴史的發展段

階を異にした二つの問屋制工業の意義を正確に把握する事は、兩機業地の所謂機業家と呼ぶものの地位を決定する上に重要な事である。

(四)

以上に於て八王子機業の生産構造を、西陣機業のそれと比較しつつ、生産物の性質と資本・労働との相互關係に於て明にした。

然し乍ら、戦時經濟下に入るや、機業統制は最も重大な原因として機業の生産構造に變化を與へんとしてゐる。そしてこの機業統制は工業組合の設立に始り、以後すべて工業組合を通じて行はれた。従て生産構造と工業組合との關係は最も重要な問題となつた。

工業組合の設立及び中央金庫よりの資金借入の意義

八王子内地織物工業組合は、昭和十三年の夏、人造絹絲配給統制實施にせまられた業者が、新規組合設立の迫がなかつたので、曩に綿絲配給を受ける必要から一部の業者を以て設立されてゐた八王子内地向絹人絹交織工業組合の機構名稱を改め、同年八月定款變更の認可を受けて結成されたものである。

同業組合から工業組合の組織替に當つて注意すべきは、從來同業組合の中には、織物製造業者の外に、買織商、染色業者、織物整理業者等が諸種混合してゐたのに對し、工業組合に於ては、同業組合員中「内地向絹人絹織物の製造

業者のみを分離組織し買織商は生産者化した者のみが増はつたことであり、其の組合員は、賃機業者を除くと、地區内の有資格者を網羅してゐる。

然し乍らこの工業組合は、前述の如く、政府の機業統制によつて半ば強制的に出現したものであり、産業資本の成長によつて、同業組合が發展的に解消をなしたものではなかつた。同業組合に於ては、次表に明な如く、買織商のインイレムタイプは壓倒的に大であつた。

〔策六表〕 同業組合に於ける組合員業種別構成及び經費負擔金額表 (昭和十三年度)

業種別	員數	負擔金額	一名平均負擔金額
織物製造業	八二一	六七、〇四〇	八二
買織商	一四	七、一九四	五一四
染色業	一一一	五二九	四
織物整理業	一一	二〇〇	一七
染料商	一六	三六〇	二三
張絲商	一七五	一一〇	七
整理裝飾業	一一八	二〇〇	二
織物加工業	二五	一五〇	六
總計	一、三〇二	七五、七九三	五八

従て八王子機業に問屋制工業を存続せしめてゐる前述の如き諸條件が除去されない以上、その上に設けられた工業

組合が、本質的に同業組合的性質を脱する事は不可能であつた。資力のない機業者の多くが、昭和十四年度末に於ける公定価格引上見越による商品賣止めの爲に、その間の融通を買織商から受けてゐる事は、工業組合設立以後に於ても未だ舊習が打破されてゐない事を示すものである。當初工業組合のなした所のものは、原料絲の配給統制事業の他には、同業組合の三大事業である製品検査・製品の指導及び販賣市場の調査・納税事務取扱の續行に過ぎなかつた。

しかし乍ら、其の後の機業統制の強化や、供給に對する需要の過大等は次第に機業者の地位を強化し、商人の配給機能に變化を與へたので、組合幹部はこの機會に、機業界の舊習を打破せんとした。即ち群小機業家の金融難を解決して、彼等をして買織商の金融的支配から脱する事を計つたのである。

組合では商工中金に對して、預金部事業資金の借入申込をなし、原料共同購入及び製品擔保による組合員に對する金融事業を開始せんとした。

事業資金の借入は、昭和十五年度に於て實現を見たが、しかし不幸にして資材の關係から原料共同購入倉庫の建設が不可能となり、又問屋金融の習慣は、にわかに變らず、積極的に組合から資金の融通を受ける者が少い爲に、この計畫は不成功に終つた。

然し乍ら從來は同盟休機等所謂弱者の手段しかなかつた弱小機業者を率ひて、問屋金融の舊習を破るべく、組合金融の普及を計つた所に、産業資本が次第に商業資本の羈絆を脱してゆくと云ふ歴史的發展過程に於ける工業組合の役割を見出すのである。

む す び

以上で八王子機業に於ける産業資本の發展と工業組合設立との關係を明にした。要言するならば、八王子機業に於ては、工業組合はやがて生るべき必然性を持ちながら、業者自體から盛り上る力によつて成立したのではなくして、官憲の力、即ち原絲の配給統制を通じて成立した。従て多くの苦難をへて産業資本家としての今日の地位を築いた組合幹部の人達と、他の一般機業家との間に、獨立に對する熱意の相違が存することはやむを得ない。一般の機業家は商業資本の支配下に立ちながら、しかも自由主義的な營利を追つてゐた。しかし之等の人々の自由主義的な營利追求は、それが商業資本的な活動である爲に、常にこの人達の支配者たる資力ある商業資本家に利を制せられる結果となつた。生絲の配給統制を前にしての生絲思買、或は有利な公定価格を附されんが爲の金銀濫用は、商人の支配下にあつて利を追つてあかくこの人達の姿であつた。

かかる時にこの人達に大きな覺醒を與へたものは七・七禁令であつた。業者はこれによつて、もはや自由主義的な利潤追求が許されなくなつたことと、經營の合理化の必要を痛感するに至つた。かくして弱小の業者達が、經營體を合同して、直接機業統制に接觸せんとする機業合同が、當局の懲慚と相俟つて促進されてゆつた。

さきにも述べた如く機業の生産性の向上は、織機の集中及びその性能の改良によつてのみ行はれるものであり、現下この事が種々の點からゆつて不可能である以上、機業合同はかくの如く、上からは政府の統制技術の簡單化、下からは自主的統制の確立と云ふ點に最大の意義が見出されるのである。

機業合同によつて機業統制が圓滑に進むならば、全国の機業の計畫化もやがて可能となり、現在の國民生活に必要な程度の奢侈性をも含めての——それは嚴格に云へば奢侈と云ふ言葉を以て表現すべきではないが——國民衣服の合理化へ進む重要な基礎とならう。

八王子織物は極めて一般的に又簡単に表現すれば、「軽いよそゆき」の着物である。この點に於て西陣織物等と異り、將來國民衣服の合理化の點に於ける役割は、必ずしも悲觀すべきものではない。

その意味に於て、八王子の機業合同が圓滑に進み、それによつて全国の機業統制に對して一つの目標を與へる様になる事を望んでやまない。

(昭利十六年十二月調)

製本控

933函 32 號 年 月 日

商工組合役員事列輯

カ2輯

備考

冊

機業合同によつて機業統制が圓滑に進むならば、全國の機業の計畫化もやがて可能となり、現在の國民生活に必要な程度の奢侈性をも含めての——それは嚴格に云へば奢侈と云ふ言葉を以て表現すべきではないが——國民衣服の合理化へ進む重要な基礎とならう。

八王子織物は極めて一般的に又簡単に表現すれば、「軽いよそゆき」の着物である。この點に於て西陣織物等と異り、將來國民衣服の合理化の腕に於ける役割は、必ずしも悲觀すべきものではない。その意味に於て、八王子の機業合同が圓滑に進み、それによつて全國の機業統制に對して一つの目標を與へる様になる事を望んでやまない。

(昭利十六年十二月調)

昭和十七年二月五日 印刷
昭和十七年二月十日 發行

【實費 五十錢】

編輯兼發行人 笠原 廣

東京市杉並區阿佐ヶ谷三ノ二七四

印刷人 下石 克己

東京市京橋區京橋二ノ二

印刷所 大久印刷株式會社

東京市京橋區京橋二ノ二

發行所

商工組合中央金庫調査課

東京市麹町區丸ノ内一ノ八ノ一

昭和十七年二月五日
昭和十七年二月十日

933
34

34



